



2025年6月30日

各位

会社名 株式会社創建エース

代表者名 代表取締役会長兼社長 西山 由之

(コード番号 1757 東証スタンダード市場)

問合せ先 取締役管理本部長 南 條 和 広

(フリーコール:0120-998-050)

特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ

当社は、2025年3月19日付「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社子会社と特定取引先との取引の実在性および当該取引先に対する債権の資産性について疑義がある旨、証券取引等監視委員会開示検査課から指摘を受け、社外の独立した第三者である弁護士および公認会計士から構成される特別調査委員会を設置し、調査を進めてまいりました。本日、特別調査委員会より調査報告書を受領しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主をはじめ投資家の皆様、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますこと、深くお詫び申し上げます。

記

1. 特別調査委員会の調査結果

特別調査委員会の調査結果につきましては、添付の「調査報告書」をご覧ください。

なお、当該報告書につきましては、個人情報および機密情報保護等の観点から、部分的な非開示措置を施しておりますことをご了承ください。

本件疑義に関する調査の結果、2021年9月から2023年6月末までの調査対象期間において、経済実態を反映しない売上高の計上があるため、該当する売上高・売上原価および2024年3月期に計上した貸倒引当金等の取り消しが必要であるという結論となっております。

取り消しに伴う連結財務諸表への影響額の概略は下表のとおりです。

(単位：千円)

勘定科目	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	合計
売上高	△2,586,205	△4,187,004	△617,731	△7,390,942
売上原価	△2,501,521	△3,466,772	△551,469	△6,519,763
売上総利益	△84,684	△720,231	△66,262	△871,178
販管費	1,490	17,528	△991,874	△972,855
営業利益	△86,174	△737,760	925,612	101,677

※ 上記の影響額に関する会計監査は現時点で未了です。



2. 今後の対応について

(1) 過年度の有価証券報告書等および決算短信について

当社は、特別調査委員会の調査結果を受けて、過年度の有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書、内部統制報告書の訂正報告書の提出および決算短信の訂正を、2025年8月8日に行う予定であります。

(2) 2025年3月期有価証券報告書および決算短信について

当社は、2025年6月27日付「2025年3月期有価証券報告書の提出期限延長申請の承認に関するお知らせ」のとおり、2025年3月期の有価証券報告書の提出と決算短信の開示を、2025年8月8日に行う予定であります。

(3) 再発防止策について

当社は、特別調査委員会の調査結果を真摯に受け止め、再発防止策の提言に沿って具体的な再発防止策を策定し、取り組んでまいります。具体的な再発防止策につきましては、策定次第改めて公表させていただきます。

以上

株式会社創建エース 御中

調 査 報 告 書

(開 示 版)

2025年6月30日

株式会社創建エース 特別調査委員会

委員長 大 下 良 仁

委 員 瀧 澤 輝

委 員 渡 辺 治

委 員 佐々木洋平

委 員 村 田 茂 也

目次

第1 調査の概要	1
1 当委員会設置の経緯	1
2 当委員会の目的（委嘱事項）	1
3 当委員会の体制等	1
（1）当委員会の構成	1
（2）調査補助者の選任	2
（3）当委員会の運営に係る方針及び準則	2
4 本調査の対象期間及び調査対象取引	2
（1）調査対象期間	2
（2）調査対象取引	3
ア 調査対象取引	3
イ 調査対象取引における主な取引先	3
① 受注先	3
② 発注先	3
ウ 調査対象取引の特定	4
5 本調査の期間及び方法	5
（1）本調査の期間	5
（2）本調査の方法	5
ア 関係資料の精査	5
イ 社内外の関係者らに対するヒアリング	5
ウ 外部取引照会	6
エ デジタル・フォレンジック調査	6
6 本調査の前提と限界	6
第2 当社の状況	8
1 当社の概要	8
（1）基本情報	8
（2）沿革	8
（3）事業内容	9
ア 建設事業	9
イ ハウスプロデュース事業	9
ウ メディカル事業	9
エ その他事業	9
（4）当社の主要な連結子会社	10
（5）業績の推移（経営成績・財務状態）	11
ア 経営成績の推移（単体）	11

イ	経営成績の推移（連結）	11
ウ	財政状態の推移（単体）	12
エ	財政状態の推移（連結）	12
(6)	役員変遷	13
(7)	会計監査人	14
2	内部統制及びコーポレート・ガバナンスの状況	14
(1)	概要	14
(2)	従業員の状況	15
(3)	調査対象期間における当社グループの建築関連の有資格者数	16
(4)	当社における主な会議体	16
ア	取締役会	16
イ	監査役会	16
(5)	内部監査の状況	16
(6)	会計監査人監査の状況	16
(7)	内部通報制度	17
第3	調査の結果判明した事実	18
1	A社案件をクレア建設にて受注することになった経緯	18
2	A社からの受注取引に関する外部取引照会	19
(1)	外部取引照会先の特定と外部照会範囲の拡大	19
(2)	外部取引照会状の発送及び回収	21
(3)	外部取引照会状に対する回答の検討	22
(4)	小括	24
3	A社とB社の経済的一体性	25
(1)	B社及びb氏とA社の関係性	25
(2)	a氏の供述	25
(3)	クレア建設及び巧栄ビルドの事務処理におけるA社とB社の関係	26
(4)	A社、巧栄ビルド、B社における資金循環	26
(5)	B社の業績の状況	26
(6)	会計監査人が疑義を持たないように対策を講じていたこと	27
ア	会計監査人によるB社に対するヒアリング対応	28
イ	その他	29
(7)	小括	29
4	A社の代理として工事代金を支払う行為、資金循環に関する検討結果	29
(1)	資金フローの検討	29
(2)	B社及びその他下請け業者との資金フロー	30
ア	2021年9月14日付覚書ドラフト	30

イ	資金フローの検討結果	30
(3)	A 社及び B 社との資金フロー	31
ア	資金循環取引	31
イ	B 社から A 社への資金還流	33
ウ	資金フローの検討結果	33
(4)	デジタル・フォレンジック調査	33
ア	2023 年 7 月 13 日付 c 氏送信メール	33
イ	資金フローの検討結果	34
(5)	小括	34
5	A 社が税務署に申告している税務申告関連資料と中小企業ホールディングスに提出された資料との相違	35
(1)	調査上入手できた A 社の税務申告関連資料とその内容	35
(2)	二通りの税務申告関連資料の内容比較及び作成された経緯に関するヒアリング	35
(3)	小括	36
6	会社として想定している工事請負に係る通常の取引フローと A 社案件に係る実務上の運用	36
(1)	会社として想定している工事請負に係る通常の取引フロー	36
ア	元請け業者との取引	36
イ	下請け業者との取引	37
ウ	原価管理	37
(2)	A 社案件に係る工事請負の実務上の運用	37
ア	元請け業者との取引	37
イ	下請け業者との取引	38
ウ	原価管理	38
(3)	会社が想定している工事請負に係る通常の取引フローと A 社案件に係る実務上の運用との差異	39
ア	元請け業者との取引	39
イ	下請け業者との取引	39
ウ	原価管理	40
(4)	小括	40
7	証憑書類及び工事写真の検証	40
(1)	証憑書類の検証	40
(2)	工事写真の検証	41
ア	工事写真はあるものの外観等のみの写真で工事实態そのものが不明なもの	41
イ	工事看板の写真がみられるもの	42

ウ	工事現場内の状況が見える写真	43
(3)	工事写真に関するヒアリング	43
ア	a 氏の供述	43
イ	d 氏の供述	43
ウ	その他従業員の供述	43
(4)	工事現場内写真の入手の方法に関する付記	44
(5)	小括	44
8	A 社の債権のファクタリングと書類間の不整合	44
(1)	A 社の資金繰りにおけるファクタリング行為	44
(2)	調査手続において認識された書類間の不整合	45
ア	同一工事であるのに、異なる元請け業者からの注文書が存在したこと	45
イ	同一工事であるのに、異なる元請け業者からの注文書と元請け業者への請求書が存在したこと	47
ウ	指定請求書による請求書しか受け付けない元請け業者への請求書として A 社独自雛形の請求書が存在したこと	47
エ	同一工事における異なる元請け業者からの注文書が存在し、かつ、異なる元請け業者への請求書が存在したこと	47
オ	ファクタリングにおける債権譲渡登記入力データにおいて同一工事に関する異なる元請けからの発注書、請求書が存在したこと	48
カ	ファクタリング資料と A 社から元請け業者への請求書の金額が不一致であったこと	48
キ	ファクタリング関連資料として入手した A 社の請求書と A 社における税務申告書に添付された決算書の残高において不整合があったこと	50
(3)	書類間の不整合に関するヒアリング結果	51
(4)	小括	51
9	各調査手続から導かれる事実と連結財務諸表への影響額	51
(1)	各調査手続から導かれる事実	51
(2)	会計基準への当てはめ	52
(3)	連結財務諸表への影響額	54
10	件外調査	55
(1)	概要	55
(2)	件外調査の対象範囲	55
(3)	小括	55
第4	発生原因の分析	56
1	当時の経営陣のリテラシー欠如	56
(1)	A 社案件を受注するに当たっての経営課題の検討ができていなかったこと	56

(2) A 社案件に内在する重大なリスクを見過ごしていたこと	57
(3) A 社案件を受注するに当たっての法令上、会計上の検討ができていなかったこと	57
(4) 経営課題や内在するリスクの検討、法令遵守及び会計処理上の問題の解消がされなかったこと	58
2 A 社案件に関する重要な事実について役員間で情報共有されていなかったこと	59
3 経営陣の判断に盲目的に従う企業風土	60
第5 再発防止策の提言	61
1 取締役会における積極的な情報共有及び活発な議論	61
2 主任技術者の採用、適正配置	61
3 主任技術者による業務遂行の監督強化	62
4 社内規程・ガイドライン・マニュアルの整備	62
5 教育・研修の実施	62
6 通報制度の強化	62
別紙1 ヒアリング対象者一覧	65
別紙2 デジタル・フォレンジック調査の概要	66

第1 調査の概要

1 当委員会設置の経緯

㈱創建エース（以下「当社」という。）は、2024年10月1日に証券取引等監視委員会開示検査課（以下「監視委員会」という。）による金融商品取引法に基づく開示検査を受け、当社連結子会社において2021年9月から2023年6月末日までのA社との取引の実在性及びA社に対する債権の資産性について疑義（以下「本件疑義」という。）がある旨の指摘を受けた。

2025年3月7日に監視委員会より本件疑義について外部専門家による調査の要請をうけ、当社は、当該子会社の本件疑義における会計処理に関する事実関係の調査、業績への影響の把握及び原因の究明が必要であると判断し、中立・公正且つ独立した調査を行うため、当社と利害関係を有しない外部専門家によって構成される特別調査委員会（以下「当委員会」という。）を2025年3月19日に設置し、当委員会による調査（以下「本調査」という。）を実施することとした。

2 当委員会の目的（委嘱事項）

本調査の目的は、下記のとおりである。

- (1) 本件疑義に関する事実関係の調査及び会計処理の適切性・妥当性についての検討
- (2) 本件疑義に類似、関係する事象の事実確認
- (3) 調査の結果、判明した事象が連結財務諸表に与える影響
- (4) 本件疑義の原因分析、適切な会計処理及び再発防止策の提言
- (5) その他、当委員会が必要と認めた事項

3 当委員会の体制等

(1) 当委員会の構成

当委員会の体制は、以下のとおりである。

委員長	大下 良仁	（弁 護 士	善国寺坂法律事務所）
委 員	瀧 澤 輝	（弁 護 士	たきざわ法律事務所）
委 員	渡 辺 治	（弁 護 士	新樹法律事務所）
委 員	佐々木 洋平	（公認会計士	佐々木公認会計士事務所）
委 員	村 田 茂也	（公認会計士	村田茂也公認会計士事務所）

当委員会の委員は、いずれも当社と利害関係を有していない独立した外部専門家である。

（２）調査補助者の選任

当委員会は、本調査を実効的に遂行するために、以下の外部専門家を調査補助者として選任した。これらの調査補助者も、いずれも当社とは利害関係を有していない。

公認会計士 井出 浩二（井出浩二公認会計士事務所）

公認会計士 影平 真也（影平公認会計士事務所）

公認会計士 小嶋 良樹（小嶋公認会計士事務所）

公認会計士 今西 紘子（今西紘子公認会計士事務所）

公認会計士 小林 純也（小林純也公認会計士事務所）

公認会計士 川中 宏介（川中宏介公認会計士事務所）

公認会計士 古澤 卓（古澤公認会計士事務所）

公認会計士 坪田 亮介（坪田公認会計士事務所）

当委員会はデジタル・フォレンジック調査に関して、専門機関である(株)foxcale の協力を得た。また、当委員会は、当社役職員 2 名を当委員会の調査事務局として任命し、当委員会からの資料提出依頼への対応や関係者へのヒアリング日程の調整その他の事務を担わせた。

（３）当委員会の運営に係る方針及び準則

当委員会による調査を迅速かつ実効的に実施するため、当社と当委員会との間の緊密な情報連携が必要となることから、当委員会は、日本弁護士連合会の定める「企業不祥事における第三者委員会ガイドライン」（2010 年 7 月 15 日策定、同年 12 月 17 日最終改訂。以下「日弁連ガイドライン」という。）に基づく第三者委員会の形態は採用していないものの、日弁連ガイドラインの趣旨を最大限に尊重しながら当委員会の独立性・中立性を確保した上で調査を実施した。

４ 本調査の対象期間及び調査対象取引

（１）調査対象期間

本調査の調査対象期間は、当社連結子会社と A 社との取引期間である 2021 年 9 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日まで¹とした。

¹ 第 1. 5. (2). エに記載のデジタル・フォレンジック調査においては幅広い情報を入手することを目的として 2021 年 4 月 21 日から 2023 年 9 月 30 日を対象期間としており、これは臨時株主総会で当時の経営陣が就任した日から A 社との業務提携契約を解除した日までの期間である。また、第 3. 4 に記載の資金循環等の検討においては A 社からの最終の入金が 2023 年 7 月 31 日までであったため、これらの取引も調査対象に含めた。

（２）調査対象取引

ア 調査対象取引

本調査における調査対象取引は A 社から当社連結子会社が受注したとされる取引（以下「A 社案件」という。）の全件である 537 件の工事取引である。当該取引は 2022 年 3 月期第 2 四半期から 2024 年 3 月期第 1 四半期において当社連結子会社であるクレア建設㈱（以下「クレア建設」という。）及び巧栄ビルド㈱（以下「巧栄ビルド」という。）の売上高として計上されているものである。

イ 調査対象取引における主な取引先

① 受注先

調査対象取引の受注先である A 社は 2016 年 3 月 18 日に■■■■■■■■■■として設立され、2020 年 11 月 1 日に A 社へ商号変更している。A 社は、足場組立工事業、足場解体工事業、鉄骨組立工事業、鉄骨加工取付工事業の請負等を主たる事業として行っている。登記上、2022 年 2 月 28 日に解体工事業、建築工事業、大規模修繕工事業が事業目的に追加されている。

a 氏が創業より取締役及び代表取締役を務めている他、下記第 1. 4. (2). イ. ②に記載のとおり B 社の取締役を務めていた b 氏が 2023 年 3 月 1 日に取締役に就任し、2023 年 9 月 29 日に取締役を辞任している。

A 社においては、2021 年 9 月 9 日に当社の前身である中小企業ホールディングス㈱（以下「中小企業ホールディングス」という。）及び中小企業ホールディングスの連結子会社であるクレア建設、巧栄ビルド（当時の商号はクレアスタイル㈱）、■■■■■■■■■■との間で、双方の建設請負業務における発展を目指すことを目的とした業務提携契約を締結した。その後、当該業務提携契約は完成工事未収入金の回収遅延を理由として 2023 年 9 月 30 日をもって解除された。

② 発注先

B 社は、2015 年 7 月 1 日に設立され、一般建物の解体業、産業廃棄物収集運搬業、土木工事業を主たる事業として行っている。

b 氏が創業より取締役を務めており、2024 年 1 月 11 日に辞任し、同日■■■■■■■■■■が取締役に就任している。

B 社はクレア建設及び巧栄ビルドから受注した工事のほぼ全ての取引²を協力先として一社で受注している。

² 受注案件一覧によれば、A 社案件 537 件のうち、507 件が B 社への単独発注となっている。

ウ 調査対象取引の特定

当委員会は、当社から「A 社受注案件一覧_クレア建設」及び「A 社受注案件一覧_巧栄ビルド」というタイトル名の一覧表（以下「受注案件一覧」という。）の提供を受けた。

当該資料は、A 社との取引に関する下表のとおり情報が記載されているものであり、当社連結子会社の役職員が管理用に作成したものである。なお、下表の内容は、実際の取引内容とは異なることがある。

受注案件一覧の項目 (主要な項目のみを抜粋)	記載されている内容
案件 No.	クレア建設においては HK03001 から、巧栄ビルドにおいては HK04001 から始まる連番が付されている。
工事名（現場名）	例えば「 XXXXXXXXXX 」のように工事名が記載されている。
工事内容	例えば「足場工事一式」のように工事種別が記載されている。足場工事、解体工事、鉄骨工事の三種類の記載が主となっているが稀に図面作成等の他の工種の記載もある。
所在地	工事名（現場名）の所在地住所が記載されている。
元請け・元方事業者	A 社へ発注した事業者の商号が記載されている。
工期（始）・工期（終）	例えば工期（始）については「令和 4 年 3 月 18 日」工期（終）については「令和 4 年 6 月 30 日」というように工期が記載されている。
工期変更理由	例えば「施主合同パトロールで指摘があり、是正対応による工期延長」というような記載がある。記載が空欄の工事もある。
A 社請負金額	A 社が元請け・元方事業者から請け負ったとされる金額が本体金額、消費税額、合計額で記載されている。
利益	税別で $(A \text{ 社請負金額} - \text{下請発注金額}) / A \text{ 社請負金額}$ の比率からクレア建設及び巧栄ビルドの利益率を控除する算式が記載されている。つまりは A 社の案件ごとの利益率である。
クレア建設又は巧栄ビルド請負金額	クレア建設又は巧栄ビルドが A 社から請け負ったとされる金額が本体金額、消費税額、合計額で記載されている。

利益	全ての工事で 10%と記載されている。
締日 (A 社)	全ての工事で末日と記載されている。
支払日 (A 社)	全ての工事で翌々月 15 日と記載されている。
下請発注金額	B 社がクレア建設又は巧栄ビルドから請け負ったとされる金額が本体金額で記載されている。
下請け業者名	第 3. 4. (2) に記載の取引始期以外は全て B 社と記載されている。
現場下請け業者名	B 社から発注したとされる下請け業者名が記載されている。

当委員会では、受注案件一覧を会計帳簿の仕訳日記帳における現場名と照合した上で、当該資料が A 社との取引の一覧であるとして本調査の対象とした。

5 本調査の期間及び方法

(1) 本調査の期間

当委員会は、2025 年 3 月 19 日に設置され、2025 年 6 月 30 日まで調査を実施した。

(2) 本調査の方法

当委員会は、本調査の実施期間において、委員長及び開催日時点の全委員が出席した会議又はウェブ会議による委員会を適宜開催し、調査計画・方針・手続等を策定すると共に、問題点や調査結果等の検討を行った。

当委員会が実施した調査手続の概要は以下のとおりである。

ア 関係資料の精査

当委員会は、本件疑義に関連する可能性がある資料（各種議事録、各取引に関する証憑書類、工事を証するとされた現場写真、社内事務処理引継ぎのために作成されたメモ（以下「事務処理引継ぎメモ」という。）、内部統制評価に係る関連資料、会計データ等）を収集し、その内容を精査・検討した。また、第 1. 5. (2). エのデジタル・フォレンジック調査等から得られた A 社の特定期間の税務申告書及び一部期間の預金通帳、B 社の一部期間の預金通帳、A 社の債権のファクタリング関係資料等についてもあわせて検討を実施した。

イ 社内外の関係者らに対するヒアリング

当委員会は、報告日時点までに、本件疑義に関与又はその認識を有している可能性が認められる現在又は過去の当社及び当社連結子会社の役職員及び社外の関係者に対し、ヒアリ

ングを実施した。

ヒアリング対象者については、別紙1「ヒアリング対象者一覧」を参照されたい。

ウ 外部取引照会

当委員会は、調査の一環として、調査対象期間におけるA社からの受注案件一覧の全工事案件537件について、工事实態の有無やクレア建設及び巧栄ビルドがA社より受注したとされる各工事案件への関与の状況を確認することを目的として、受注案件一覧に記載されている各工事の「元請け・元方事業者³」をはじめ、当社及び巧栄ビルドに関係証憑として保存されていた工事看板写真等のその他の情報から得られた工事施工者等、さらには下請け業者に対して書面による外部取引照会を実施した。

エ デジタル・フォレンジック調査

当委員会は、当社役職員6名（退職者2名含む）⁴から、当社及び当社連結子会社が貸与し業務上使用されるデスクトップパソコン、また一部の職員から個人利用のUSBフラッシュメモリの提出を受け、これら端末内のデータを対象としてデジタル・フォレンジック調査を行った。デジタル・フォレンジック調査の概要は、別紙2「デジタル・フォレンジック調査の概要」のとおりである。

6 本調査の前提と限界

当委員会は、本調査により、調査目的を果たすための合理的な基礎を得たものと判断している。

しかしながら、本調査は、搜索・差押え等の強制的な手段を用いることのできる捜査機関による捜査とは異なり、与えられた時間及び条件の下で、関係者に任意の協力を求めながら資料の収集及びヒアリングを実施し、可能な範囲で必要な調査・検証を実施したものである。特に、本調査において極めて重要な取引先であるA社及びB社に係る資料の入手は限定的であり、外部取引照会において、当社連結子会社とは直接取引のないA社への元請け業者の企業や更に上位の工事施工者等に対して確認を行う必要性があったことから、照会先の対応方法・状況次第では回答の信用性について個々に差異が生じてしまうことは否めない。また、本件疑義の取引期間における経営陣らがすでに退任しているため、当該経営陣に対するアクセスが限定された中での調査となった。

³ 2025年5月16日成立、2026年1月1日施行の改正下請法（下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律）より、用語について、「下請け業者」を「中小受託事業者」、「元請け業者」を「委託事業者」等に改めることとされているが本報告書では「元請け業者」及び「下請け業者」との表記で統一する。

⁴ 当社元役職員の2名について、当社が貸与し業務上使用されるデスクトップパソコンがまだ会社に残存したため、当該端末内のデータを対象としてデジタル・フォレンジック調査を行った。

さらに、当委員会の調査及び検討結果については、以下の一般的な留保事項を前提とするものであることに留意されたい。

- ・関係者からのヒアリングについては、その内容の真偽について確認する手段も限定されていることから、本調査において本件疑義の全ての内容を特定するには至っていない。

- ・当委員会の事実認定は、上記の制約・限界の中で実施した調査結果に基づくものであり、当委員会が収集できなかった資料又は事実の中に重要な点が存在した、収集した以外の情報が存在し新たな事実関係が発覚した等の場合に、本調査の結果と異なる結果となる可能性を否定することはできず、事実認定や評価に変更が生じる可能性があり、調査結果が完全であることを保証するものではない。

- ・当委員会は、本報告書において、上記の制約・限界下における調査報告書日現在での見解を述べるものにすぎず、裁判所や関係当局等の判断において本報告書の結論が採用されることを保証するものではない。

- ・当委員会は、本報告書及び当委員会の調査結果が、当社からの委嘱事項を遂行するために必要な範囲を超えて用いられることを予定していない。したがって、当委員会は、当社からの委嘱事項の範囲内において当社に対し負う責務のほかには、本報告書に記載される内容について、何らの責任を負うものではない。

第2 当社の状況

1 当社の概要

(1) 基本情報

(2025年6月30日現在)

商 号 : (株)創建エース
設 立 : 1965年2月19日
本 社 所 在 地 : 東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 37F
上 場 市 場 : 東京証券取引所スタンダード市場
決 算 期 : 3月決算
代 表 者 : 代表取締役会長兼社長 西山 由之
資 本 金 : 109億円
従 業 員 数 : 34名 (2025年6月末時点の連結ベース)
事 業 内 容 : 建築業及び建築資材等の販売
グループ会社の管理経営などの持株会社
会 計 監 査 人 : 柴田公認会計士事務所・大瀧公認会計士事務所

なお、下表のとおり商号変更が行われており、調査対象期間においては商号が中小企業ホールディングスであった時期と創建エースであった時期が混在している。

時期	商号 ⁵
2010年8月～2021年3月	クレアホールディングス(株)
2021年4月～2023年5月	中小企業ホールディングス(株)
2023年6月～	(株)創建エース

(2) 沿革

当社の主な沿革は、以下のとおりである。

1965年 賃貸住宅販売業を目的に大阪市に高杉建設(株)として設立
1971年 営業活動を休止
1976年 木造注文住宅の受注・設計・施工・監理を事業目的に営業活動を再開
1996年 キーイングホーム(株)に商号変更
1997年 大阪証券取引所市場第二部に上場
2001年 会社分割により、キーイング・ホームテクノ(株) (連結子会社・現巧栄ビルド(株))

⁵ クレアホールディングス時代は黒田高史氏をはじめとする経営陣、中小企業ホールディングス時代は岡本武之氏をはじめとする経営陣、創建エース以降は西山由之氏をはじめとする経営陣といったように、経営陣の交代とともに会社の商号が変更されている。

設立

2006 年 持株会社体制に移行
2010 年 クレアホールディングス(株)に商号変更
2016 年 クレア建設(株)（連結子会社）設立
2021 年 中小企業ホールディングス(株)に商号変更
2023 年 (株)創建エースに商号変更

(3) 事業内容

当社及び当社の連結グループ（以下「当社グループ」という。）の調査報告書日時点の事業は、以下のとおりである。

ア 建設事業

巧栄ビルドは、2001 年に会社分割によって設立された。設立時の商号はキーイング・ホームテクノ(株)であり、その後、千年の杜サービス(株)、(株)TGAハウジングサービス、クレアスタイル(株)と商号変更を経て、2022 年 1 月より巧栄ビルドに商号変更された。また、クレア建設は 2016 年に設立され、同年に特定建設業許可を取得した。当事業において、巧栄ビルドは住宅のリフォーム・メンテナンス工事・建設工事を行っている。調査対象期間においては、クレア建設の他、クレアホーム(株)⁶、XXXXXXXXXX⁷が建設事業を行っていた。

イ ハウスプロデュース事業

当社が、建築資材等の販売を行なっている。従前は、アクア事業⁸と呼ばれていた。

ウ メディカル事業

(株)メディカルサポート⁹が、クリニックの設立支援、医療機器の輸入代行、広告宣伝や運営における指導及び助言等の業務支援を行なっている。現在は美容クリニックの事業の支援を行なっている。

エ その他事業

連結子会社である(株)創建メガが、コスメティック商品及び衛生関連商品を販売している。調査対象期間においては(株)創建メガの前身であるVBLOCK販売(株)が同事業を行っており、また、(株)JPマテリアルがオートモービル関連事業を行っていた。

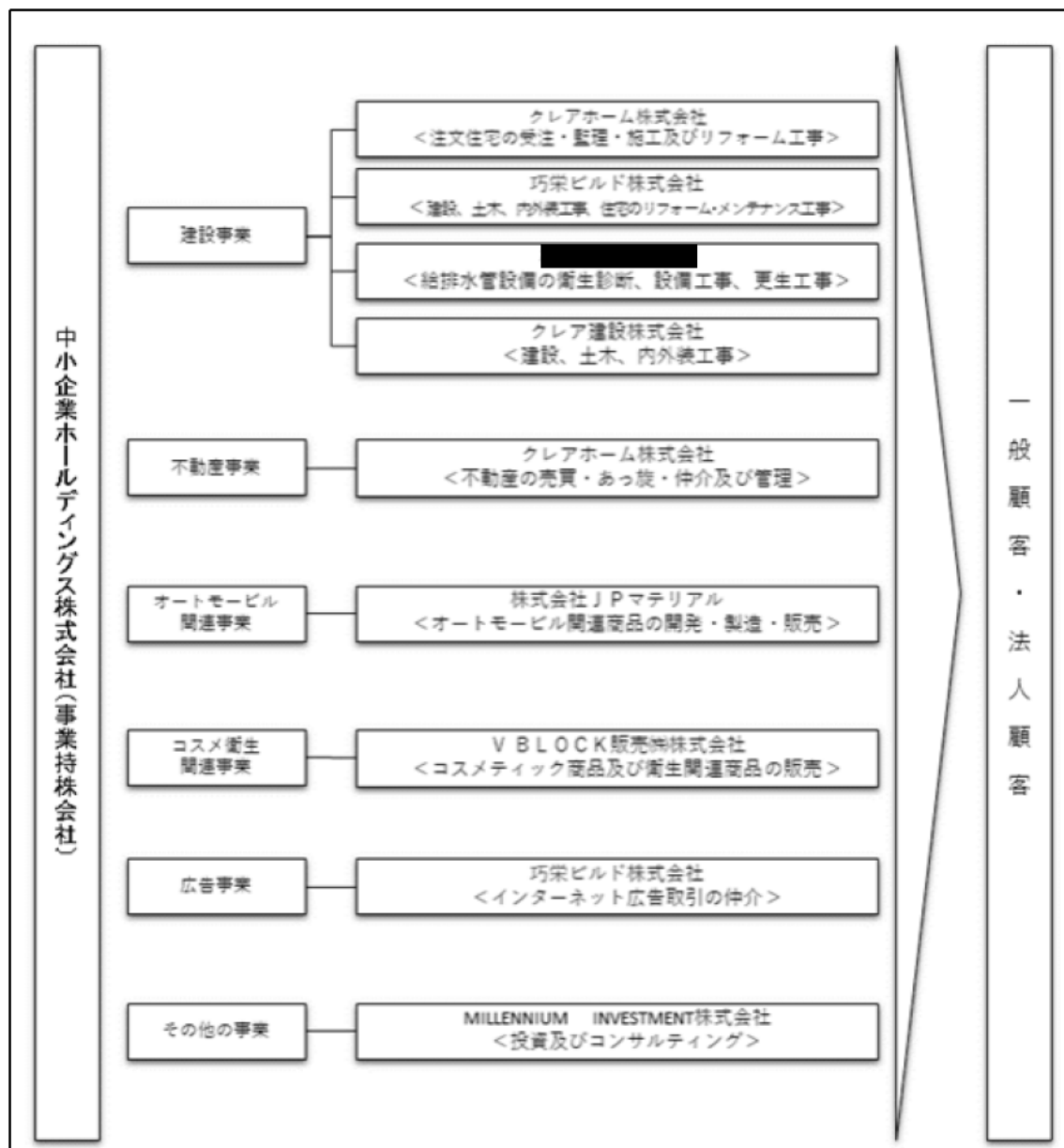
⁶ クレアホーム(株)は 2022 年 3 月期第 2 四半期から 2024 年 3 月期第 1 四半期において売上高を計上していない。

⁷ XXXXXXXXXXについては 2022 年 5 月に全株式を A 社へ譲渡している。

⁸ ナノバブル発生装置「Beauty Aqua」の販売事業等を行っている。

⁹ 2025 年 3 月期の中間連結会計期間中に子会社化している。

なお、調査対象期間である中小企業ホールディングス時代（2022 年 6 月 28 日時点）の連結グループの事業系統図は、以下のとおりである。



(4) 当社の主要な連結子会社

調査報告書日現在、当社の主要な連結子会社は、以下の 3 社である。

商号	住所	資本金又は 出資金	主要な 事業内容	議決権の 所有(間 接所有) 割合(%)	役員の 兼任
巧栄ビルド(株)	東京都新宿区	90 百万円	建設事業	100.0	1 名
(株)創建メガ	東京都新宿区	9 百万円	コスメ衛生 関連事業	100.0	1 名
(株)メディカルサポ ート	東京都新宿区	0.1 百万円	クリニックの 経営指導、開 設支援業務	100.0	1 名

(5) 業績の推移(経営成績・財務状態)

ア 経営成績の推移(単体)

2020 年 3 月期以降の当社の経営成績の推移は、以下のとおりである。

決算期	2020 年 3 月期	2021 年 3 月期	2022 年 3 月期	2023 年 3 月期	2024 年 3 月期
売上高 (百万円)	150	—	28	1	189
営業損失 (△)(百万円)	△197	△498	△366	△298	△372
経常損失 (△)(百万円)	△214	△1,584	△790	△98	△378
当期純損失 (△)(百万円)	△793	△1,460	△1,192	△89	△1,140
1 株当たり当期純損失 (△)(円)	△5.42	△6.45	△4.74	△0.35	△4.29

イ 経営成績の推移(連結)

2020 年 3 月期以降の当社グループの経営成績の推移は、以下のとおりである。

決算期	2020 年 3 月期	2021 年 3 月期	2022 年 3 月期	2023 年 3 月期	2024 年 3 月期
売上高 (百万円)	2,270	1,329	2,848	4,300	1,580
営業利益又は営業損失 (△)(百万円)	△386	△1,022	△374	296	△1,491

経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△394	△1,111	△842	313	△1,514
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損 失 (△) (百万円)	△455	△1,307	△914	299	△1,509
1株当たり当期純利益 又は純損失 (△) (円)	△3.11	△5.78	△3.64	1.16	△5.68

ウ 財政状態の推移 (単体)

2020年3月期以降の当社の財政状態の推移は、以下のとおりである。

決算期	2020年 3月期	2021年 3月期	2022年 3月期	2023年 3月期	2024年 3月期
総資産合計 (百万円)	2,467	1,777	1,171	795	1,153
純資産合計 (百万円)	1,355	1,559	811	705	222
利益剰余金 (百万円)	△11,078	△12,538	△13,730	△13,820	△14,960
1株当たり純資産 (円)	7.83	6.25	3.04	2.69	0.74

エ 財政状態の推移 (連結)

2020年3月期以降の当社グループの財政状態の推移は、以下のとおりである。

決算期	2020年 3月期	2021年 3月期	2022年 3月期	2023年 3月期	2024年 3月期
総資産合計 (百万円)	2,546	1,476	1,773	1,500	1,265
純資産合計 (百万円)	906	1,262	792	1,075	222
利益剰余金 (百万円)	△11,527	△12,835	△13,750	△13,451	△14,960
1株当たり純資産 (円)	5.22	5.06	2.97	4.12	0.74

(6) 役員変遷

当社の2020年3月期（各期の定時株主総会終了時）以降の役員の変遷は、以下のとおりである。

なお、A社案件を開始した役員陣（代表取締役である岡本武之氏を筆頭とする経営陣。以下「旧経営陣」ということがある。）は、2023年3月期の定時株主総会の終結時をもって総退陣しており、代表取締役会長兼社長である西山由之氏を筆頭とする経営陣（以下「現経営陣」ということがある。）が現在の当社グループの経営を担っている。

氏名	クレアホールディングス(株)	クレアホールディングス(株)	中小企業ホールディングス(株)	中小企業ホールディングス(株)	㈱創建エース
	2020年 3月期	2021年 3月期 ¹⁰	2022年 3月期	2023年 3月期 ¹¹	2024年 3月期
黒田 高史	代表取締役社長				
松井 浩文	取締役				
岩崎 智彦	取締役				
海東 時男	社外取締役				
杉浦 亮次 ¹²	常勤監査役				
川端 英文 ¹³	社外監査役				
笹本 秀文 ¹²	社外監査役				
岡本 武之			代表取締役社長		
前田 修 ¹⁴			取締役		
齋藤 雅彦			取締役		
星野 和也			取締役		
佐伯 英隆			社外取締役		
花房 裕志 ¹²			社外監査役		
西山 由之					代表取締役 会長兼社長

¹⁰ 2021年4月21日開催の臨時株主総会において、取締役の選解任議案が可決されたことにより、同日をもって黒田高史氏、松井浩文氏、岩崎智彦氏、海東時男氏の4名は解任され、岡本武之氏、前田修氏、齋藤雅彦氏、星野和也氏の4名が取締役に就任している。

¹¹ 2023年3月期の定時株主総会の終結時をもって取締役である岡本武之氏、前田修氏、齋藤雅彦氏、星野和也氏、佐伯英隆氏の全員が退任している。

¹² いずれも、2023年6月26日に辞任により退任している。

¹³ 川端英文氏は、2021年6月28日開催の定時株主総会において辞任により退任している。

¹⁴ 前田修氏は2023年4月28日付で取締役を辞任により退任している。

鈴木 一好					取締役
南條 和広					取締役
高津 正好					社外取締役
佐野 美和					社外取締役
古賀 亜利沙					社外取締役
根田 正樹					常勤 社外監査役
會田 幸雄					社外監査役
菅野 浩子					社外監査役

（７）会計監査人

当社の会計監査人は、以下のとおりであり、2019 年 3 月期から当社グループの会計監査を実施している。

柴田公認会計士事務所・大瀧公認会計士事務所

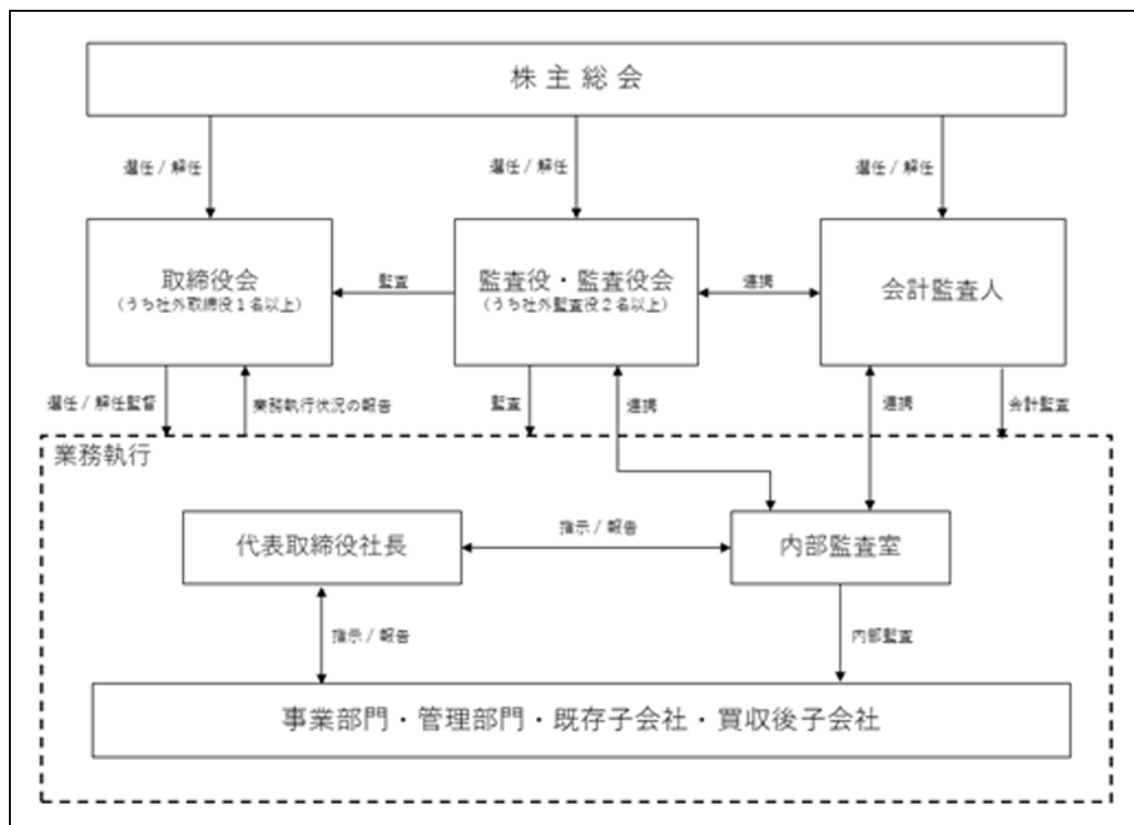
２ 内部統制及びコーポレート・ガバナンスの状況

（１）概要

下記に記載する概要は調査対象期間における 2022 年 3 月期乃至 2024 年 3 月期の有価証券報告書及び社内規程等に基づく記載である。

当社の取締役会は 6 名（うち社外取締役 3 名）で構成されている。監査役会は 3 名（うち社外監査役 3 名）で構成されている。

また、当社は取締役会及び監査役会の会議体が設置されている。当社の 2024 年 3 月期有価証券報告書に記載されているコーポレート・ガバナンスの全体図は、以下のとおりである。



(2) 従業員の状況

調査対象期間において、中小企業ホールディングス、クレア建設、巧栄ビルドについて人員表があるのみで組織図は作成されていなかった。

なお、調査対象期間におけるセグメント別の連結グループ従業員数は以下のとおりである。

セグメント名称	2022年3月末	2023年3月末	2024年3月末
建設事業	10名	8名	20名
オートモービル 関連事業	2名	—	—
コスメ衛生関連事業	—	—	—
不動産事業	—	—	—
その他 ¹⁵	—	2名	5名
全社（共通）	7名	9名	14名
合計	19名	19名	39名

¹⁵ 2023年3月期のその他セグメントは不動産事業、2024年3月期のその他セグメントは事業譲受により取得したアクア事業である。

コスメ衛生関連事業、不動産事業においては、事業種類ごとの経営組織体系を有しておらず、同一の従業員が複数の事業種類に従事しているとされている。

（３）調査対象期間における当社グループの建築関連の有資格者数¹⁶

調査対象期間直後の 2023 年 7 月 3 日時点での当社グループにおける建築関連の有資格者数は 6 名となっている。

（４）当社における主な会議体

ア 取締役会

取締役会は、社外取締役 3 名を含む取締役 6 名で構成され、代表取締役会長兼社長が議長を務めることとされている。取締役会は、原則毎月 1 回開催するほか、その他必要に応じて臨時取締役会を開催することとなっている。取締役会は、業務執行の意思決定機関として、経営に関する基本方針、経営及び業務執行に関する重要事項、株主総会の決議により授権された事項のほか、法令及び定款に定められた事項等を決議し、法令に定められた事項及び重要な業務執行の状況等につき報告を受けることとされている。

イ 監査役会

監査役会は、社外監査役 3 名で構成され（うち 1 名は常勤監査役）、常勤監査役が議長を務めることとされている。監査役会は、毎月開催するほか、その他必要に応じて臨時監査役会を開催することとなっている。各監査役は、取締役会をはじめ、経営会議等の重要な会議にも出席し、意見を述べる等により、取締役の職務執行の監査を行うこととされている。

（５）内部監査の状況

当社は、代表取締役の下に独立した内部監査室を設置しており、内部監査担当者 1 名が内部監査人として、当社グループに対し、内部統制・管理体制及び業務執行・事務運営の有効性の検証等に取り組むこととされている。また、監査結果を代表取締役に報告し、改善すべき事項においては、被監査部門に通知し、改善状況を確認することで監査の有効性の向上と実効性を確保することとされている。

（６）会計監査人監査の状況

当社は、会計監査人として柴田公認会計士事務所・大瀧公認会計士事務所を選任している。2024 年 3 月期の有価証券報告書時点において、継続監査年数は 6 年間である。また、会

¹⁶ 建築士や施工管理技士を対象としている。

計監査人は、専門性、独立性、品質管理体制並びに監査報酬等を総合的に判断して選定しているとされている。

監査役及び監査役会は、会計監査人による会計監査が有効に機能し適正に行われていることを確認しているとされている。

（７）内部通報制度¹⁷

「公益通報に関する規程」によれば、当社の内部通報制度として、組織的又は個人的な違法行為・不正行為等について当社及び当社グループの社員等が相談・通報を行う仕組みを整備・運用することとされている。

具体的な窓口は、当社及び当社グループにおいては、内部監査室及び常勤監査役となっている。通報の方法としては、電話、メール、FAX、書面、面会としている。

通報された事項に関する事実関係の調査は、原則として内部監査室及び常勤監査役が行うこととされており、内部監査室及び常勤監査役は、調査する内容によって関連する部署のメンバーからなる調査チームを設置できるとされている。

¹⁷ なお、外部通報制度はない。

第3 調査の結果判明した事実

1 A社案件をクレア建設にて受注することになった経緯

第2. 1. (6)に記載のとおり、2021年4月21日開催の臨時株主総会において、取締役の選解任議案が可決されたことにより、同日をもって黒田高史氏、松井浩文氏、岩崎智彦氏、海東時男氏は解任され、岡本武之氏（以下「岡本氏」という。）、前田修氏、齋藤雅彦氏、星野和也氏が取締役役に就任し、経営陣が刷新されるとともに、「中小企業ホールディングス株」と商号が変更された。

岡本氏は、中小企業ホールディングスの経営権掌握に伴い、当社の管理全般を統括できる人材として、c氏（同人によれば、当時はフリーランスでコンサルタントをしていたとのことである。）を招聘し、c氏は中小企業ホールディングスの管理本部長に就任した。岡本氏とc氏は前職で面識があったとのことである。

ところで、c氏は、中小企業ホールディングス入社以前、知人の紹介でA社のa氏と面談し、同社の資金調達に関する相談を受けたことがあった。そして、c氏が管理本部長として入社した後、同じ知人を介して、a氏は、2021年9月1日、岡本氏及びc氏に会うために本社事務所を訪問し、岡本氏と面談した。

a氏は、岡本氏に対し、現在のA社の状況、特に、多くの工事案件の引き合いがあるものの、A社の資金的な問題から、受注できない状況にある旨を説明した。要するに、A社が工事を受注する場合、下請け業者に対する支払いが先行する場合が多いことから、A社の資金状況では、受注できる工事案件には限りがあり、案件獲得の機会を逸しているということである。

a氏及びc氏によれば、岡本氏は、a氏の説明を聴いた後、a氏に対して当社グループとA社との間で業務提携契約を行う意向を告げた、とのことである。

a氏によれば、岡本氏は、当初、当社グループが元請けとして、A社が下請けとして商流に入ることを想定していたようであるが、工事实績の無い当社グループが元請けとして工事案件を受注することはできないため、立場を逆転させて、A社が元請けとして、当社グループが下請けとして商流に入ることになった、ということである。

また、c氏によれば、当時、連結子会社にて建設事業を行っていたものの売上規模は少なく、建設事業を再構築しなければならない状況にあったことから、岡本氏としては、当社グループの建設事業のてこ入れとして、A社が受注した工事案件に関与したい意向があったのではないかと述べる。

このような経緯で、中小企業ホールディングスは、2021年9月9日、A社との間で、業務提携契約を締結し、同日、適時開示を行った。

また、岡本氏とa氏の協議の上、業務提携の1号案件として、A社が受注していた「XXXXXXXXXX」について、クレア建設が下請として入ることとし、2021年9月17日、以下の適時開示を行った。

当社連結子会社クレア建設株式会社の大口径受注に関するお知らせ

当社連結子会社のクレア建設株式会社は、当社の業務提携先である A 社より大口径受注を得ましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 受注内容

受注金額：約 1 億 3,000 万円

工事内容：[REDACTED]の解体工事

発注者：A 社

売上計上時期：2022 年 5 月に売上計上予定

2. 今後の見通し

当該受注案件は、本年 10 月より工事が開始しますが、当社は完工基準であるため工事完了時期である 2022 年 5 月に売上及び利益を一括計上する予定です。

2022 年 3 月末までに工事が完了する可能性があり、その場合は今期計上となります。

以上

このようにして、当社連結子会社であるクレア建設及び巧栄ビルドは、業務提携契約のもとで、受注案件一覧に記載された 537 件の工事取引につき 2022 年 3 月期第 2 四半期から 2024 年 3 月期第 1 四半期に売上高として計上した。

2 A 社からの受注取引に関する外部取引照会

(1) 外部取引照会先の特定と外部照会範囲の拡大

当委員会では、本件疑義が生じている状況を踏まえ、工事取引の実態を明らかにするためには、A 社に工事を発注した元請け業者に対する取引照会を行うことが取引実態の解明のために有効であると判断した。

そのため、第 1. 5. (2). ウに記載のとおり、当委員会では受注案件一覧に記載されている工事取引につき、A 社に工事を発注したとされる元請け業者に対して以下のような照会手続を書面にて実施した。

- ①元請け業者は受注案件一覧に記載されている工事を施工又は発注していたか。
- ②元請け業者が当該工事を施工又は発注していた場合、A 社への発注履歴はあるか。
- ③元請け業者に A 社への発注履歴がある場合、工期及び発注金額はどのようなものか。
- ④元請け業者に A 社への発注履歴がある場合、クレア建設及び巧栄ビルドが工事に関与

していたとの認識はあるか¹⁸。

外部取引照会を行う上で、受注案件一覧に記載のある元請け業者はクレア建設及び巧栄ビルドの直接の取引先ではないため、その送付先情報を当社グループは保有しておらず、当委員会は照会状を送付する住所の特定から着手する必要があった。しかし、受注案件一覧には、商号が誤った業者、同じ業者であるが表記が異なる名称、ウェブ等の公開情報より検索した際に複数の同一名称の業者が検出されるなど、照会先の特定が困難な取引照会先があった。そこで、適切な照会先を特定するため、デジタル・フォレンジック調査等から得られた情報からも送付先の情報を収集した。このような経緯で、照会状の送付後、新たな情報が判明した際は、当初送付した照会先からの回答を待たずに新たに判明した住所に照会状を送付することがあった。なお、調査期間内に元請け業者の情報を特定できなかった照会先も存在した。

取引照会先からの回答を回収する上で、回収率向上及び回答の確実性及び客観性確保のため、回答がすぐに得られない照会先に対しては複数回にわたる連絡を重ね、本調査への理解と協力を求めた。また、回答を得られた場合でも、送付した照会先が適切な回答主体であるかを確認する必要がある場合¹⁹は、照会先に対して電話等で追加の口頭確認を実施した。

照会状を送付した照会先の中には、A 社が施工業者である工事、すでに破産・解散しており回答の回収が困難な照会先、本調査への理解が得られず回答を拒否された照会先、回答の意思は示されたものの時間的な制約から期間内に回答が得られなかった照会先があるなど、送付した全件の回収はできなかった。

これらの状況を踏まえ、当委員会では A 社の受注案件一覧に記載されている元請け業者等に対する照会のみでは、クレア建設及び巧栄ビルドの工事関与について網羅的な回答を得るには限界があると判断した。

そこで、可能な限り受注案件一覧に記載されている工事案件へのクレア建設及び巧栄ビルドの関与実態を確認するため、照会先の選定について追加で別のアプローチをとる判断をした。具体的には、受注案件一覧に記載のある元請け業者からの回答が回収できない場合は、当社及び巧栄ビルドが工事取引に関する証憑書類として保管していた該当工事の工事現場写真から判明した施工業者への照会状の送付を実施した。さらに、工事名につきウェブ等の公開情報から施工業者が判明した場合には当該施工業者への照会状の送付を実施した。最後に、当該工事の施工業者に照会できない場合は、受注案件一覧に記載の下請け業者への照会を実施した。最終的に書面による照会を行った業者の属性は以下のとおりである。

(ア) 受注案件一覧に記載されている A 社に工事を発注したとされる元請け業者

(イ) 工事写真の工事看板から判明した工事の施工業者としての元請け業者

(ウ) ウェブ等の工事名称検索にて判明した工事の施工業者としての元請け業者

¹⁸ A 社、クレア建設及び巧栄ビルドの関与を客観的に確認するため、建設業法 24 条の 7 にて定めのある施工体制図等を参照しているかの照会を回答入手後の電話やメールによる確認等により実施した。

¹⁹ 例えば質問に対する回答が全て「いいえ」であり、受注案件一覧に記載の取引に無関係である可能性がある場合などがこれに該当する。

(エ) 受注案件一覧に記載されている B 社から工事を受注したとされる下請け業者

このように、受注案件一覧に記載の工事についてクレア建設及び巧栄ビルドの直接の取引先である A 社のさらに先の元請け業者、工事の施工業者並びに B 社の先の下請け業者といった異なる階層の照会先へアプローチすることにより、クレア建設及び巧栄ビルドの工事への関与に関する情報収集に努めた。

(2) 外部取引照会状の発送及び回収

本調査において実施した、元請け業者、施工業者、下請け業者に対する照会状の発送状況及び回収状況は下表のとおりである。

実施した外部取引 照会の照会先の属性	回収期間 ²⁰	フォロー アップ期間	発送件数 (工事件数)	回収件数 (工事件数)
受注案件一覧に記載 されている A 社に工 事を発注したとされ る元請け業者	2025 年 3 月 31 日 ～4 月 11 日	2025 年 4 月 12 日 ～5 月 23 日	86 社 (536 件 ²¹)	71 社 (403 件)
工事看板写真から判 明した工事の施工業 者 ²²	2025 年 4 月 21 日 ～4 月 28 日	2025 年 4 月 29 日 ～5 月 23 日	37 社 (66 件)	34 社 (61 件)
ウェブ等の公開情報 から判明した工事の 施工業者 ²³	2025 年 5 月 9 日 ～5 月 16 日	2025 年 5 月 17 日 ～6 月 9 日	25 社 (45 件)	23 社 (43 件)
受注案件一覧に記載 されている B 社から 工事を受注したとさ れる下請け業者	2025 年 5 月 16 日 ～5 月 23 日	2025 年 5 月 24 日 ～6 月 16 日	25 社 (124 件)	20 社 (70 件)

外部照会による照会先からの回答は書面のみでは容易に得られなかった。そのため、調査期間内に照会先から可能な限り多くの回答が得られるよう、照会先に対しては電話等により督促を行い回答の回収に努めるとともに、回答形式は書面による回答に限定せず、電話・FAX・メール等による形式による回答も許容した。また、フォローアップ期間が一定程度長くなっているが、これは回答が得られない照会先に対して、回答拒否の意思表示が示されない限り、複数回にわたって回答の依頼を行ったためである。なお、照会対象となった工事件

²⁰ 回収期間は、照会状の送付時に照会先へ提示した回収期限のことである。

²¹ 537 件の内 1 件については A 社が施工業者のため照会を実施していない。

²² 当社が工事関係書類として保管していた工事写真に写る看板から施工業者として確認できた元請け業者である。

²³ 受注案件一覧に記載の工事名称等から判明した元請け業者である。

数の総数は 771 件であるが、当該件数は実際に送付した照会状に記載した工事件数であり、同一工事に対して異なる階層の照会先への照会を行っている工事もあることから、A 社案件の総数である 537 件を超える照会となった。

(3) 外部取引照会状に対する回答の検討

外部取引照会の結果、クレア建設及び巧栄ビルドによる工事の関与を示す回答は 1 件もなかった。さらに、A 社の元請け業者からの回答では、そもそも照会した工事を実施していないという回答や、工事は実施しているものの A 社には発注していないという回答もみられた。

A 社に対して工事を発注していると回答した工事件数は 304 件あった。当該回答の中には、A 社請負金額及び工期が受注案件一覧に記載のものと異なる回答が多く見られた。特に、工事の請負金額についての回答は、受注案件一覧に記載の A 社請負金額と一致する回答も一部見られたものの、金額の乖離が多く工事で見られ、最大 160,900 千円以上の請負金額の乖離²⁴が見られる回答もあった。

また、外部取引照会から得られた工事発注の事情に関する定性的な回答として下表のような回答があった。

案件 ID	メール、口頭での回答内容	元請け業者
HK04069	A 社へ常用工事として発注したが一定の金額で発注している工事ではなく、全体の発注プロジェクトの中で応援として来てもらっていて、都度かかった金額を請求してくれ、という内容の発注だった。	■■■■■
HK04120 他	A 社へ発注していない、その下流で入っていることも安全書類に入っていないのでない。工事自体は発注先を探す際、A 社にこういう案件があるという話をすることがあるので、それで知っていてもおかしくはない。	■■■■■
HK04035	この工事は、他社が受注していて当社は受注していない。	■■■■■ ■■■
HK04229	受注案件一覧の元請け業者として■■■■■という記載があったため照会したところ、■■■■■から架電があり。■■■■■は発注者、■■■■■が元請け、A 社が下請けという関係であるとのこと。A 社に発注したが、A 社が自社で工事したとの認識である。	■■■■■
HK04324	当初、A 社に発注しようとしたが、条件面か工期が合わ	■■■■■

²⁴ HK03035 ■■■■■ (足場工事一式・運搬業務(場内運搬)解体工事・産廃業務)において、受注案件一覧に記載されている A 社請負金額 184,000 千円に対して、元請け業者の回答は 23,100 千円との回答であった。

	ず、最終的に別業者に発注したので A 社には発注していない。下請けとして、巧栄ビルド・クレア建設は登録されていない、社名も知らない。	■■■■■
HK04041	下請け業者が記載されている安全書類には、クレア建設も巧栄ビルドも記載はない。A 社の下請けとして、以下の 3 社が入っており、B 社の名前はない。 ■■■■■、■■■■■、■■■■■	■■■■■
HK04246	A 社には発注したが、下請けはいないと聞いていた。	■■■■■
HK04283	当社が施工した工事は RC 造なので A 社には発注していない。	■■■■■
HK03119	A 社への発注実績自体がない。	■■■■■
HK04052	当社が事業主として実施したが、鉄骨工事はない。	■■■■■
HK04286 HK04287	A 社は工事に関与していない。A 社との取引は別件でもない。	■■■■■
HK04258	当社は■■■■■の（受注案件一覧に記載の工事とは）別のプロジェクトに設計・施工に関わったが、施工体系図を確認したが A 社や巧栄ビルド等の会社は存在しなかった。 （受注案件一覧に記載の工事）現場はおそらく■■■■■の方でやっている工事ではないか。 （また、A 社から■■■■■への請求書が存在したことについて確認したところ）当社では請求は認識していない。	■■■■■
HK04112 他	A 社との取引は一切ない。A 社との関わりに関して社内で確認したところ、過去に A 社が営業に来たことがあり、その際に同社のパンフレットを置いていったことがあるようであったが、それだけである。	■■■■■ ■
HK04059	A 社に対して数名の人工の手配を依頼したことがあるが、それ以上のこと（手配された人工の所属会社など）については知らない。	■■■■■
HK04100	クレア建設、巧栄ビルドが関与していないことは施工体系図を確認して回答している。A 社は 2022 年 7 月中に現場に急に来なくなり、その後音信不通になった。	■■■■■
HK04012	一次請けなので、体系図なども作っているが、A 社が自社では工事能力がなく、下請けや孫請けを使っていたが、すべて体系図に載せていて、その中に巧栄ビルドやクレア建設、B 社は入っていない。 なぜ A 社に発注していない工事について、A 社が情報を	■■■■■

	知っていて、取引に入ったかのように装っているのか気持ちが悪い。	
HK04126 HK04127	A 社に発注したが、工事名については、サッシの改修であり、大規模改修ではない	■■■■■■■■■■ ■■
HK04217	工事は受けているが、A 社は工事に関与していない。A 社との取引は別件でもない。	■■■■■■■■■■
HK04196	(質問にあるような名称の) 工事は受注しておらず、なぜ当社の名前が出てきたのか分からない。ただし、この時期に近隣地域で建物の建築工事は施工していた。	■■■■■■■■■■
HK04101	A 社への発注なしとの回答に添付されていた「下請負業者編成表」に巧栄ビルドの記載はない。	■■■■■■■■■■

これらの回答から、A 社は実際には自社が受注していない工事についても、自社の受注案件として、クレア建設及び巧栄ビルドに発注を行っていたことが示唆される。

また、個別工事の実在性については、A 社の元請け業者又は工事の施工業者が工事を施工もしくは発注していないという回答が 102 件あったものの、その趣旨を確認したところ、類似した工事名称、工期が実際とは異なる工事、工事場所が異なることなどが理由で、照会した工事に関与していないとの回答であった。このことから、受注案件一覧に記載のあるような工事が全くの架空の工事ではなく、A 社が自社の事業を行う上で入手した情報を基に、クレア建設及び巧栄ビルドに発注する第 3. 6. (2). アに記載の案件リストとして利用していた可能性が考えられる。

(4) 小括

受注案件一覧に記載のある A 社の元請け業者、もしくは工事の施工業者がその名称の工事を施工していないという回答が 102 件、工事は受注しているが A 社に発注をしていないという回答が 86 件あった。さらに、クレア建設及び巧栄ビルドが関与しているという回答は外部取引照会により回答を入手できた全件において皆無であった。

外部取引照会で得られた回答では、A 社案件の 537 件の取引全てについて回答を得られたわけではない²⁵ものの、当社グループの売上高の計上対象となっている受注案件一覧の工事につき、クレア建設及び巧栄ビルドが実質的に各工事に関与していたというような回答は認められなかった。

²⁵ 外部取引照会で回答を得られなかった工事は 537 件中 32 件であった。

3 A社とB社の経済的一体性

(1) B社及びb氏とA社の関係性

第3. 3. (3)に記載のとおり、巧栄ビルドの事務処理引継ぎメモにB社の代表取締役であるb氏はA社の東京本社支店長であることが記載されており、また、当委員会が入手したA社の税務申告書の別表の従業員リストにb氏の記載がある。これにつきa氏にヒアリングしたところ、b氏は確かにA社の従業員として勤務していたとのことであった。一方で、B社は従業員を雇用しない一人会社であり、元クレア建設及び巧栄ビルド取締役であったd氏もその事実は認識していた。また、b氏は2023年3月1日にA社の取締役に就任し、同年9月29日に取締役を辞任している。

b氏がA社の役員や従業員として勤務していることだけをもって、ただちにA社とB社の経済的な一体性を示すものではないが、少なくともA社とB社の経済的一体性を示す一因となりうるものであると認められる。

(2) a氏の供述

a氏は、当委員会によるヒアリングにおいて、A社とB社の関係性について以下のように供述した。

B社の設立経緯や、実質的な支配者について明確な供述は得られなかったが、当該供述はA社の社長であるa氏がB社を自由に差配できることを強く窺わせるものであり、A社とB社の経済的一体性を示す根拠の一つである。

- ・ (a氏が) 個人的にとってきた仕事をB社で受けたりしていた。
- ・ (B社の先の) 下請け業者は、A社からお金が入る認識であり、(支払が) B社からであっても、A社から(支払っている) という認識であった。
- ・ 結果として、B社はクレア建設及び巧栄ビルドとの取引を実施するための法人となっていた。

また、a氏は、クレア建設及び巧栄ビルドの工事案件への関与について以下のとおり供述した。

- ・ あくまで、A社が案件を受注するための資金を得るために、クレア建設及び巧栄ビルドと取引したに過ぎない。
- ・ クレア建設及び巧栄ビルドは、工事案件に関わる実績も能力もない。A社が実際に工事を発注する下請け業者に対しても実績や能力の無いクレア建設及び巧栄ビルドが商流に入ることを説明することはできない。
- ・ そのため、A社→クレア建設及び巧栄ビルド→B社の取引はあくまで当該会社間でのみ認識されているものであり、実際の商流(元請け業者→A社→下請け業者)には、クレア建設及び巧栄ビルドは入っておらず、当然、工事にも関与していない。

(3) クレア建設及び巧栄ビルドの事務処理における A 社と B 社の関係

巧栄ビルドの事務処理引継ぎメモには下記のように記載がある。

(省略)

b 氏は A 社の従業員であり、B 社に関する事務処理上の支障が生じた際には A 社の事務職員と連絡をとって解消するものの、メールを送付する際には B 社のメールアドレスと思われるものに送付することが実務上の慣例であったことが認められる。「ただし、急ぎの場合は A 社へメール」となる旨、「ほぼ A 社とのやりとり」となる旨が記載されており、B 社と A 社が経済的に一体と認められることはクレア建設や巧栄ビルドの従業員間では周知の事実であったと推察される。当委員会の調査におけるデジタル・フォレンジック調査でも B 社の請求書・注文書などについて A 社とやり取りがなされているメールを多数確認している一方で、b 氏とのコミュニケーションはほぼ見られなかった。

(4) A 社、巧栄ビルド、B 社における資金循環

第 3. 4 に記載のとおり、巧栄ビルドから B 社に支払われた資金が、B 社から巧栄ビルド及び A 社に還流するなど、A 社、巧栄ビルド、B 社における資金循環が認められる。

かような資金循環構造それ自体で A 社と B 社の経済的一体性を推認させるものであるが、特に、B 社から巧栄ビルドへの資金還流に関しては、B 社が自社名義でなく敢えて A 社名義で振込を行い、同振込を巧栄ビルドの A 社に対する完成工事未収入金の回収として処理させており、B 社の振込名義の操作性の高さを物語っている。さらに、A 社、巧栄ビルド、B 社における資金循環の一部は同日中に実施されている。同日中に資金を循環するためには、A 社と B 社において緊密な連携が必要であったと考えられる。実際に、a 氏は、同日中に資金を循環させることは、ネットバンキングの上限があり、銀行に行かなければならず、大変であったと述べており、B 社の銀行口座から A 社名義で巧栄ビルドに振り込まれている事実を併せて考えると、B 社の銀行口座の操作についても a 氏が担っていた可能性が高い。

以上の点を総合すれば、資金循環の実態は、A 社と B 社の間に経済的一体性が存在することを強く裏付ける重要な根拠の一つである。

(5) B 社の業績の状況

当委員会の調査において入手した資料から B 社の業績の状況は下表のとおりであった²⁶。なお、2021 年 6 月期においてはクレア建設及び巧栄ビルドとの取引は行われておらず、2022 年 6 月期においては、クレア建設及び巧栄ビルドとの取引が行われていた。

²⁶ 当委員会は 2023 年 6 月期の決算書を入手することができなかった。

(単位：千円)

勘定科目	2021 年 6 月期	2022 年 6 月期
現金	742	386
預金	18,291	131
売掛金	16,711	2,794
完成工事未収入金	—	716,274
買掛金	7,255	7,235
工事未払金	—	684,933
長期借入金	30,000	39,583
資本金	3,000	3,000
利益剰余金	△6,446	△6,653
売上高	215,959	2,806,926
売上原価	189,986	2,797,099
売上総利益	25,972	9,826
販売費及び一般管理費	26,408	9,751
営業利益	△435	75
経常利益	△85	△137
当期純利益	△735	△207

クレア建設及び巧栄ビルドとの取引が開始してから、完成工事未収入金、工事未払金、売上高、売上原価が多額になっているが、営業利益率は△0.201%から0.002%となっている。

当委員会は B 社の決算書の是非を判断する立場にはないが、売上高が約 2 億円から約 28 億円になっているにもかかわらず販売費及び一般管理費が縮小しており、取引規模が大きくなっているにもかかわらず取引規模に応じた利益が計上されていないことが認められる。

B 社が A 社から独立した企業であれば適正な利益を計上することが企業の存在意義であると考えられるところ、B 社が適正な利益を計上していないことは取引の実質的な主体は A 社であり、B 社は A 社から独立した企業ではなく、第 3. 3. (1) ～ (4) で記載のとおり a 氏が B 社を自由に差配できたものと認められることと相俟って A 社と B 社の経済的一体性を強く窺わせるものである。

(6) 会計監査人が疑義を持たないように対策を講じていたこと

会計監査人は、中小企業ホールディングスの売上の大半を占める A 社案件について関心を持ち、相当の懐疑心を持って会計監査を実施していた。しかしながら、中小企業ホールディングス内の一部の者は、以下のように、会計監査人が A 社と B 社の経済的一体性について疑義を持たないように、対策を講じていた。

ア 会計監査人による B 社に対するヒアリング対応

デジタル・フォレンジック調査において、以下のメールが検出された。

(2023 年 6 月 13 日 (火) 17 時 40 分に c 氏が b 氏の A 社アドレス () 及び a 氏宛に送信した「今週木曜日の面談の件」と題するメール)

B 社

b 様

今週木曜日 15 時から当社の会計士との面談、よろしくお願い申し上げます。

14 時にご来社ください。近くの喫茶店で事前レクチャーします。

よろしくお願い申し上げます。

c

(2023 年 6 月 14 日 (水) 20 時 16 分に c 氏が b 氏の A 社アドレス () 宛、CC a 氏に送信した「明日の想定問答集」と題するメール)

b 様

取り急ぎ、想定問答集を作りました。

●部分の確認をお願いします。

表現、言い回しは、自分の言葉で話して結構です。

明日、14 時から事前打合せを行いますので、●を調べておいてください。

1 度読み込んでおいてください。

c

「明日の想定問答集」と題するメールに添付された「230614_想定問答集 (B 社) .docx」というワードファイルには表題を「6 月 15 日 15 時より会計士と面談」として下記の質問への対応案が記載されている。

- ・ a 氏との関係、B 社の設立経緯や株主、従業員、直近の業績
- ・ 巧栄ビルドとの多額の取引の内容、中小企業ホールディングスの役職員との面識
- ・ 協力会社の数と取引実績額、管理方法、工事におけるトラブル対応
- ・ 会計監査人からの残高確認、さらに下位の下請け業者との取引証憑提示、預金通帳の提示、健康保険証の提示

なお、「●」部分はほとんどなく、c 氏作成と思われる回答案と、会計監査人が追加資料の提示要求をしてきた場合に、提示拒否の説明の仕方等が記載されていた。とりわけ、想定問「健康保険証を見せてください」に対し、想定回答「国民健康保険ですが、見せる必要がありますか。本人確認でしたら、写真付きの運転免許証をお見せします。」との記載があり、B 社の健康保険証の提示を拒否する説明の仕方が記載されていた。これは、第 3. 3. (1) に記載のとおり、b 氏は A 社の従業員であるので、A 社の健康保険証を所持しており、B 社での社会保険加入がなされていないために、会計監査人に A 社の従業員であることを知られなくなかったためと推察される。

この点、c氏は当該メール及び想定問答集について「自分が仕込んだ。b氏は中卒であり回答できないと考えていた。ただ、実際には仕込みは駄目だった。答えていいことだけ答えれば良いと言っており、それ以上は踏み込んではいけないとわかっていた。」と供述している。

上記のヒアリング対策は、会計監査における監査手続としてB社へのヒアリングが行われるにあたり、b氏の会計監査人に対する説明と、巧栄ビルド側の会計監査人に対する説明（B社（b氏）が独立した存在として下請け業者に入っているという説明）に齟齬が生じないための行為と考えられるが、c氏自身が、A社とB社を同一視しており、会計監査人がA社とB社の同一性について疑義を持たないための対策であったと推察される。

イ その他

中小企業ホールディングスは、会計監査人に対し、B社がA社案件の下請け業者として取引に入った経緯として、巧栄ビルド従業員であるe氏からの紹介である旨、説明していたようである。ただし、中小企業ホールディングス側の誰が会計監査人に対して上記説明をしたのかは不明である。

しかしながら、e氏は、当委員会のヒアリングにおいて、「自分はB社とは何ら関わりがなく、自分の紹介だという説明をしていたこと自体初めて聞いた」と供述している。e氏は一級土木施工管理技士及び第一種電気工事士の資格を有しており、同氏の紹介であれば、B社が取引に入った経緯について、会計監査人が疑念を抱かないであろうと考えての対応であり、これも、会計監査人がA社とB社の経済的一体性について疑義を持たないための対策であると推察される。

（7）小括

上記第3. 3.（1）～（6）を踏まえると、A社とB社は別法人ではあるものの、実質的にはB社がA社から独立した主体とはいえず、両社は、A社案件において経済的に一体であったと認められる。通常の商慣行において、実質的に同一の取引先が得意先と仕入先を兼ねることに経済的合理性はない。A社との取引において、大半の取引は、A社とB社の間にクレア建設及び巧栄ビルドが入る商流となっており、経済的一体性が認められるA社が得意先となり、B社が仕入先となる以上、A社案件における工事請負契約には経済的合理性を認めることはできない。

4 A社の代理として工事代金を支払う行為、資金循環に関する検討結果

（1）資金フローの検討

当委員会は、中小企業ホールディングス、クレア建設及び巧栄ビルドの預金通帳又は口座

取引明細（以下「口座取引記録」という。）並びにデジタル・フォレンジック手続等から入手した A 社及び B 社の預金通帳を元に、口座ごと、会社ごとの入出金移動明細（以下「入出金移動明細」という。）を作成した。この入出金移動明細に基づき、異常と思われる資金フローがないか、摘要欄に記載の振込人又は振込先と実際の資金フローが異なっていないかについて検討を実施した。

なお、以下で取り上げた資金フローは、原則として出金及び入金双方の日付及び取引金額の一致を口座取引記録で確認できた取引を記載している。

入手した口座取引記録の詳細は下表のとおりである。

（省略）

（２）B 社及びその他下請け業者との資金フロー

ア 2021 年 9 月 14 日付覚書ドラフト

当委員会は、デジタル・フォレンジック調査により、A 社が自社の工事に係る A 社の下請け業者に支払うべき工事費等（対象案件 26 物件）43,961,403 円を、クレア建設が代わりに支払うことに合意する旨の 2021 年 9 月 14 日付覚書ドラフト（以下「覚書ドラフト」という。）²⁷を入手した。

当委員会では、覚書が実際に締結されたか否かについて確認できなかったものの、覚書ドラフト日付の翌日である同月 15 日にクレア建設の口座から、B 社以外の■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■及び■■■■■（以下「下請け 7 社」という。）を振込先として 43,961,403 円が支払われていることを確認した²⁸。

その後も同様に、クレア建設は下請け 7 社に対し、同年 10 月 15 日に 25,685,811 円を、同年 11 月 15 日に 16,621,906 円を支払っていることを確認した²⁹。

イ 資金フローの検討結果

A 社案件においては、概ねクレア建設及び巧栄ビルドの下請け業者は B 社 1 社となっているが、取引期間の初期において B 社以外の下請け 7 社が存在している。上記第 3.4.(2).アに記載の下請け 7 社に対する 3 回の支払いについては、いずれも受注案件一覧に記載された工事の下請け業者に対する支払いとして認識されており、かつ会計上も A 社案件に係る請負工事の売上原価として計上されている。実際に覚書が締結されているか否かにかかわらず、当該覚書の記載内容と支払履歴が一致していることを勘案すれば、当該支払はクレア建設が工事に実質的に関与して支払ったものであると考えることは困難であり、A 社が自

²⁷ 覚書ドラフトを見る限り、対象案件以外への支払いが含まれている場合及び各対象案件が途中で中止等となった場合には、A 社はクレア建設に対し立替代金の全額を支払う旨が記載されているのみであり、返済期限について明確な期日は設けられていない。

²⁸ 下請け 7 社の口座取引記録は未入手であることから、入金記録については確認できていない。

²⁹ 2021 年 10 月 15 日（25,685,811 円）及び 11 月 15 日（16,621,906 円）の覚書の有無については確認できていない。

社の工事について下請け業者に対して支払うべき工事未払金をクレア建設が立て替えて支払ったものと推認できる。

(3) A 社及び B 社との資金フロー

ア 資金循環取引

① 2023 年 1 月 16 日の入出金移動明細³⁰ (単位：円)

(省略)

a 資金フローの説明

2023 年 1 月 16 日に巧栄ビルドが B 社へ支払った資金 150,000 千円³¹のうち、同日に 140,000 千円が B 社から巧栄ビルドへ還流しているが、巧栄ビルドの口座取引記録によれば A 社からの入金と記録されている。さらに、同日に巧栄ビルドは還流した資金のうち 131,390 千円を再度 B 社へ支払っている。

b 上記の資金循環に係る会計処理

巧栄ビルドは、同日の B 社への出金 150,000 千円を起点として、A 社に対する完成工事未収入金 140,000 千円を回収するとともに、B 社に対する工事未払金 131,390 千円を支払ったとして会計処理していた。

c 口座取引記録に印字されていた仕向先・被仕向先の記載

巧栄ビルドへの入金 (140,000 千円) は、B 社の銀行口座から直接振り込まれたにもかかわらず、巧栄ビルドの口座取引記録の摘要欄には A 社の名義が記載されている。

② 2023 年 3 月 24 日～同月 30 日の入出金移動明細^{32,33} (単位：円)

(省略)

a 資金フローの説明

巧栄ビルドが A 社から受け取った資金 19,000 千円 (3 月 24 日の 9,000 千円及び同月 27 日の 10,000 千円の合計額) が、同月 27 日付の B 社への支払い 20,000 千

³⁰ 「仕向先・被仕向先の摘要」欄について、「口座取引記録なし」は該当する口座取引記録が未入手であることを、「記載なし」は仕向先・被仕向先の名義が記載されていないことを意味している。「A 社案件」欄は、各取引が A 社案件の「入金」(売上代金回収)及び「出金」(外注費支払い)に該当するか否かについて記載している。以降に記載の入出金移動明細も同様である。

³¹ 口座取引記録に印字されていた被仕向先の記載は A 社となっていたが、実際に A 社から入金された資金か否かについては、2023 年 1 月 16 日の A 社の口座取引記録が未入手であることから確認できていない。

³² 入出金移動明細の作成上、例えば、A 社から巧栄ビルドへの振込を矢印で図示すると、間に中小企業ホールディングスが挟まれることになるが、あくまで出金及び入金の 2 社間取引を示す矢印であり、中小企業ホールディングスを経由したことを示すものではない。以降の入出金移動明細も同様である。

³³ 巧栄ビルドにおける、2023 年 3 月 27 日の A 社からの入金 21,000 千円と同月 28 日の B 社への出金 30,000 千円のように、差額 (9,000 千円) が生じる取引については、手元資金を充当している。

円及び B 社から A 社への支払い 19,862 千円を経由して、同日付で巧栄ビルドへ 20,000 千円還流している。以降、同月 30 日までの間に同様の資金循環が繰り返されている。

b 上記の資金循環に係る会計処理

巧栄ビルドは、同月 27 日の B 社への 1 回目の出金 20,000 千円を起点として、5 回の総額 233,000 千円（同月 27 日の 20,000 千円と 21,000 千円、同月 28 日の 30,000 千円及び同月 30 日の 100,000 千円と 62,000 千円の合計額）の入金を A 社に対する完成工事未収入金の回収として、5 回の総額 231,678 千円（同月 27 日の 20,000 千円、同月 28 日の 2 回の 30,000 千円及び同月 30 日の 100,000 千円と 51,678 千円の合計額）の出金を B 社に対する工事未払金の支払いとして会計処理していた。

c 口座取引記録に印字されていた仕向先・被仕向先の記載

巧栄ビルドへの 2 回の入金（同月 28 日の 30,000 千円及び同月 30 日の 62,000 千円）は、B 社の銀行口座から直接振り込まれたにもかかわらず、巧栄ビルドの口座取引記録の摘要欄には A 社の名義が記載されている。

また、A 社への 4 回の入金（同月 27 日の 19,862 千円と 20,000 千円、同月 29 日の 29,908 千円及び同月 30 日の 36,420 千円）は、B 社の銀行口座から振り込まれたにもかかわらず、A 社の口座取引記録の摘要欄には振込人の名義が記載されていない。

③ 2023 年 4 月 3 日～同月 6 日の入出金移動明細（単位：円）
（省略）

a 資金フローの説明

2023 年 4 月 3 日に B 社が A 社へ支払った資金 45,300 千円のうち 30,000 千円及び同月 4 日の当社からの支払い 30,000 千円の合計額 60,000 千円を巧栄ビルドが受け取ったのち、B 社への支払い 70,000 千円を経由して、翌 5 日付で 49,000 千円が巧栄ビルドへ直接還流している。以降、同月 6 日までの間に同様の資金循環が繰り返されている。

b 上記の資金循環に係る会計処理

巧栄ビルドは、同月 4 日の B 社への出金 70,000 千円を起点として、4 回の総額 219,000 千円（同月 5 日の 49,000 千円と 50,000 千円と 60,000 千円及び同 6 日の 60,000 千円）の入金を A 社に対する完成工事未収入金の回収として、5 回の総額 229,704 千円（同月 5 日の 50,000 千円と 2 回の 60,000 千円及び同月 6 日の 22,704 千円と 37,000 千円の合計額）の出金を B 社に対する工事未払金の支払いとして会計処理していた。

c 口座取引記録に印字されていた仕向先・被仕向先の記載

巧栄ビルドへの3回の入金（同月5日の49,000千円と50,000千円及び同月6日の60,000千円）は、B社の銀行口座から直接振り込まれたにもかかわらず、巧栄ビルドの口座取引記録の摘要欄にはA社の名義が記載されている。

また、A社への1回の入金（同月5日の59,620千円）は、B社の銀行口座から振り込まれたにもかかわらず、A社の口座取引記録の摘要欄には振込人の名義が記載されていない。

イ B社からA社への資金還流

① 2023年1月26日、2月7日、3月1日及び同月3日の入出金移動明細（単位：円）
（省略）

a 資金フローの説明

2023年1月26日の5,080千円、2月7日の9,120千円、3月1日の46,163千円及び同月3日の8,300千円は、B社からA社へ支払われている。

b 口座取引記録に印字されていた仕向先・被仕向先の記載

A社への上記4回の入金は、B社から振り込まれたにもかかわらず、A社の口座取引記録の摘要欄には振込人の名義が記載されていない又は入手した預金通帳³⁴上で黒塗りにされており、名義が確認できない状態になっていた。

ウ 資金フローの検討結果

下請け業者がB社に一本化された2021年12月以降について、クレア建設又は巧栄ビルドとA社及びB社との資金フローを検討した結果、2023年1月16日、同年3月24日から同月30日及び同年4月3日から同月6日の取引において資金循環並びに同年1月26日、同年2月7日、同年3月1日及び同月3日の取引においてB社からA社への資金の還流が確認された。

（4）デジタル・フォレンジック調査

ア 2023年7月13日付c氏送信メール

デジタル・フォレンジック調査において、資金フローに関連する以下のメールが検出された。

（2023年7月13日（木）8時55分にc氏がa氏に送信した「本日の支払いについて」と題するメール）

a 様

本日、明日の資金について 本日、これができますか？

A社

巧栄

B社

³⁴ 当委員会の入手したデータ形式はPDFであったが、預金通帳を黒塗りしたものをスキャンしたものとみられる。

5,000 万円	⇒	5,000 万円	⇒	5,000 万円
6,000 万円	⇒	6,000 万円	⇒	5,000 万円
7,000 万円	⇒	7,000 万円	⇒	5,500 万円
A 社の支払い合計 1.8 億円				
B 社への支払い完了				
巧栄の手元残 2,500 万円				

イ 資金フローの検討結果

巧栄ビルドの口座取引記録を確認したところ、上記メール送信日の 5 日後の 2023 年 7 月 18 日から同月 21 日にかけて、下表の資金フローが確認された。

(省略)

当該期間における A 社及び B 社の口座取引記録が入手できなかったものの、同記録の摘要欄に記載された仕向先及び被仕向先の記載状況を踏まえると、7 月 18 日に A 社→巧栄ビルド→B 社の資金移動が 50,000 千円で 2 回及び 55,883 千円で 1 回確認できる。これらの取引について、巧栄ビルドは、A 社に対する完成工事未収入金 155,883 千円の回収及び B 社に対する工事未払金 155,883 千円の支払いとして会計処理していた³⁵。

以上より、第 3. 4. (3) 以外にも巧栄ビルド→B 社→A 社→巧栄ビルドという資金フローがあり、B 社に対する工事未払金の支払いが A 社に対する完成工事未収入金の回収のための資金として循環している動きがあったものと推察される。

(5) 小括

当初は、クレア建設が中小企業ホールディングスより借り入れた資金を A 社が支払うべき下請け業者への支払代金の立て替えに充当していたに過ぎず、A 社案件においてクレア建設が請負工事に実質的に関与し、下請け業者に対する仕入債務として支払いを行ったとは認められない。

2023 年 1 月以降、B 社への仕入債務の支払い代金及び A 社からの売上代金の一部又は全部を循環させることにより、巧栄ビルドにおいて A 社案件に関連する売上高及び売上原価を計上していた事実が認められ、少なくとも当該期間において、巧栄ビルドが A 社案件において請負工事に実質的に関与していたとは認められない。

なお、関連資料より A 社案件の資金フローを確認できた期間は一部であったにもかかわらず、短期間で何度も資金が循環している状況が確認されていることから、上記第 3. 4.

(1) で列挙した以外の期間においても、第 3. 4. (4) で推察されるように、資金循環

³⁵ この他に、同年 7 月 20 日に 15,000 千円の資金が A 社から巧栄ビルドに、翌 21 日にも 5,000 千円の資金が A 社から巧栄ビルドに移動している。これらを加えると、A 社から巧栄ビルドへの出金合計 175,883 千円（本メールの記載額の合計 180,000 千円）、巧栄ビルドから B 社への出金合計 155,883 千円（同 155,000 千円）及び巧栄ビルドの残金 20,000 千円（同 25,000 千円）となり、第 3. 4. (4). アに記載のメールの記載内容と概ね一致する。

が行われていた可能性は否定できない。

5 A 社が税務署に申告している税務申告関連資料と中小企業ホールディングスに提出された資料との相違

(1) 調査上入手できた A 社の税務申告関連資料とその内容

当委員会がデジタル・フォレンジック調査で入手した A 社が税務署に申告している 2022 年 2 月期の税務申告関連資料のうち、勘定科目内訳書の記載にはクレア建設及び巧栄ビルドへの工事未払金が記載されていない一方で、中小企業ホールディングスに提出された税務申告関連資料に添付されている勘定科目内訳書においては、クレア建設及び巧栄ビルドへの工事未払金が記載されているという事実が判明している。当委員会における調査において、総勘定元帳や合計残高試算表といった A 社の帳簿書類については入手ができなかったものの、少なくとも税務申告関連資料、すなわち決算書及び勘定科目内訳書、税務申告書等が二重に作成されていることが認められる。

(2) 二通りの税務申告関連資料の内容比較及び作成された経緯に関するヒアリング

中小企業ホールディングスに提出された工事未払金の相手先としてクレア建設及び巧栄ビルドが記載されている税務申告関連資料においては、A 社が税務署に申告している税務申告関連資料における借入金の一部がクレア建設及び巧栄ビルドへの工事未払金に振替られており、一部費用等の組替を実施した上で、決算書や勘定科目内訳書の数値、法人税申告書における所得金額等が修正されている。

a 氏は、当委員会によるヒアリングにおいて、A 社が税務署に申告している税務申告関連資料について、同書類は金融機関へ提出するため、建設業における実績のないクレア建設及び巧栄ビルドが記載されていると金融機関等の与信等の問題が発生することから、風評被害を懸念してクレア建設及び巧栄ビルドを記載していない旨を供述した。

また、a 氏は、上記第 3. 3. (2) のとおり、A 社→クレア建設及び巧栄ビルド→B 社の取引はあくまで当該会社間でのみ認識されているものであり、実際の商流（元請け業者→A 社→下請け業者）には、クレア建設及び巧栄ビルドは入っておらず、当然、工事にも関与していないと供述するとともに、中小企業ホールディングスに提出されたクレア建設及び巧栄ビルドが記載されている税務申告関連資料について a 氏は作成に関与しておらず、誰が作成したかは不明であると供述している。

一方、c 氏は、中小企業ホールディングスとしては、クレア建設及び巧栄ビルドが記載されている A 社との取引が存在していることを前提にした税務申告関連資料を入手しているとともに、クレア建設及び巧栄ビルドが記載されていない A 社が税務署に申告している税務申告関連資料についても入手し（c 氏は、a 氏に対してクレア建設及び巧栄ビルドが記載

されていない A 社が税務署に申告している税務申告関連資料をメール送信していることがデジタル・フォレンジック調査で判明している。)、認識していたものの、クレア建設及び巧栄ビルドが記載されている税務申告関連資料が正式なものであると認識していたと供述している。

また、c 氏は、クレア建設及び巧栄ビルドが記載されている税務申告関連資料が誰の手によって作成されているのか不明であると述べており、当委員会としてもクレア建設及び巧栄ビルドが記載されている税務申告関連資料の作成主体を確定的に認定するに至っていない。

なお、クレア建設及び巧栄ビルドが記載されている税務申告関連資料は会計監査人に提供がなされている一方で、実際に A 社が税務署に申告している税務申告関連資料は会計監査人に提供がなされておらず、会計監査人が会計監査を実施する上で必要な資料提供が十分になされていたとは言い難い状況であったことを付言する。

(3) 小括

A 社が税務署に申告している税務申告関連資料にクレア建設及び巧栄ビルドの記載がないということは、確定決算主義に基づき作成された税務申告における税務申告関連資料においてクレア建設及び巧栄ビルドとの取引を認識していないということであり、クレア建設及び巧栄ビルドは A 社案件の工事に関与していないという a 氏の供述も相俟って、クレア建設及び巧栄ビルドが A 社案件における工事への実質的な関与をしていないことが強く窺われる。

6 会社として想定している工事請負に係る通常取引フローと A 社案件に係る実務上の運用

(1) 会社として想定している工事請負に係る通常取引フロー

当委員会が巧栄ビルドの従業員へのインタビュー及び資料の閲覧により確認した会社として想定している工事請負に係る通常取引フローは以下のとおりである。

ア 元請け業者との取引

(ア) 案件受注に関する手続は以下のとおりである。

①	工事内容に関する情報を収集する。
②	下請け業者、メーカーへの見積りを依頼する。
③	当社が見積書を作成する（工事部にて積算を行う。）。
④	元請け業者へ提示する。
⑤	商談が成立する（口頭等）。
⑥	受注稟議を作成する。

⑦	工事別収益支払管理表を作成する。
⑧	受注稟議が承認される。
⑨	元請け業者と合意する（契約締結）。

（イ）売上計上に関する手続は以下のとおりである。

①	工事引渡書の作成を行い、元請け業者から工事引渡書受領書を入手する。
---	-----------------------------------

なお、一定の期間にわたり充足される履行義務に該当するかの検討に係るフローは明確には定められていない。

イ 下請け業者との取引

（ア）下請け業者への発注に関する手続は以下のとおりである。

①	下請け業者の与信調査、見積りの検討を行う。
②	発注稟議が承認される。
③	注文書・請書が締結される。

（イ）原価計上に関する手続は以下のとおりである。

①	下請け業者から請求書を受領する。
②	工事台帳（会計システム）による管理が行われる。
③	案件集計表を作成する。
④	支払申請書を作成し、承認を受ける。

ウ 原価管理

原価管理の手続は以下のとおりである。

①	工事部積算金額をベースに工事別収益支払管理表を作成する。
②	工事別収益支払管理表を作成し、予実管理を行う。

（２）Ａ社案件に係る工事請負の実務上の運用

当委員会が巧栄ビルドの役職員へのインタビュー及び資料の閲覧により確認したＡ社案件に係る工事請負の実務上の運用は以下のとおりである。

ア 元請け業者との取引

（ア）案件受注に関する手続は以下のとおりである。

①	Ａ社より案件リスト ³⁶ が共有される。
---	---------------------------------

³⁶ 受注先名や受注金額等が記載されたリストである。

②	案件予算等から受注見込案件を抽出する。
③	受注案件一覧を作成する。
④	下請け業者（Ｂ社）から見積書入手のうえ案件集計表を作成する。
⑤	受注案件一覧及び案件集計表の収支差額（売上高・売上原価）の一致を確認する。
⑥	受注稟議が承認される。
⑦	両社合意の案件について契約手続を行う。

（イ）売上計上に関する手続は以下のとおりである。

①	完工予定リストをＡ社へ共有する。
②	竣工日の変更等につきＡ社より回答がある場合には、完工予定リストの修正対応が行われる。
③	完工案件に係る工事引渡書、工事引渡書受領書を作成する。
④	Ａ社の押印済工事引渡受領書を入手する。
⑤	案件集計表によって算定された売上高を計上する。

なお、一定の期間にわたり充足される履行義務に該当するかの検討に係るフローは明確には定められていないため、会計監査人と協議のうえ、売上高を計上していた。

イ 下請け業者との取引

（ア）下請け業者への発注に関する手続は以下のとおりである。

①	下請け業者（Ｂ社）に発注する。
②	受注案件一覧に対応した見積書を入手する。
③	発注稟議が承認される。
④	注文書・請書が締結される。

（イ）原価計上に関する手続は以下のとおりである。

①	下請け業者（Ｂ社）から請求書を受領する。
②	工事台帳（会計システム）による管理が行われる。
③	案件集計表を作成する。
④	支払申請書を作成し、承認を受ける。

ウ 原価管理

原価管理の手続は以下のとおりである。

①	Ａ社より新規案件の実行予算を入手する。
②	①で入手した実行予算を基に工事別収益支払管理表を作成する。

(3) 会社が想定している工事請負に係る通常取引フローと A 社案件に係る実務上の運用との差異

会社が想定している通常取引フローと A 社案件に係る実務上の運用に差異がある箇所は以下のとおりである。

ア 元請け業者との取引

(ア) 案件受注に関する手続において、下記の差異が認められる。

内容	通常取引フロー	A 社案件に係る実務上の運用
元請け業者との取引	工事内容に関する情報収集を行う。	A 社から案件リストを受領し、資金繰りを検討のうえ、受注する案件を決定する。
見積書作成	下請け業者等へ見積依頼を行う。	A 社に対する見積書については、B 社から受注案件一覧に対する見積書入手し、10%程度の利益を上乗せし作成する。

(イ) 売上計上に関する手続において、下記の差異が認められる。

内容	通常取引フロー	A 社案件に係る実務上の運用
売上計上	工事の完了時に工事引渡書を作成し、工事引渡書受領書入手する。	完工予定リストを A 社へ共有する。 竣工日の変更等につき A 社より回答があった場合には、完工予定リストの修正を行う。 工事引渡書を作成し、A 社から工事引渡書受領書入手する。

イ 下請け業者との取引

下請け業者への発注に関する手続において、下記の差異が認められる。

内容	通常取引フロー	A 社案件に係る実務上の運用
下請け業者との取引	下請け業者の与信調査を実施し、見積書を検討する。	B 社を下請け業者として選定する。 B 社より受注案件一覧に対する見積書入手する。

ウ 原価管理

実行予算において、下記の差異が認められる。

内容	通常取引フロー	A社案件に係る実務上の運用
実行予算	工事部積算金額をベースに実行予算を作成する。	A社より入手した実行予算を利用している。

(4) 小括

以上より A 社案件において実施されている実務上の運用と会社が想定している工事請負に係る通常取引フローでの手続との間に差異が存在し、A 社案件においては、A 社から送付される管理資料に依存して実務上の運用がなされていたことが認められる。このような前提のもと、当委員会では、第 3. 7 に記載の証憑書類及び工事写真の検証を行った。

7 証憑書類及び工事写真の検証

(1) 証憑書類の検証

第 1. 5. (2). アの関係資料の精査として、社内資料として保管されていた証憑書類につき確認した結果、第 3. 6. (2) に記載の A 社案件に係る実務上の運用のもと、A 社からの注文書、A 社への注文請書、A 社への請求書、B 社への注文書、B 社からの注文請書、B 社からの請求書等の資料は具備されていた。

一方で、工事の施工管理に携わっているとすれば通常具備されていると想定される³⁷ような、図面・工程表・安全日報・業務指示書・出来高検収書などの書面はほぼ不³⁸であった。

唯一、工事施工内容に関する書面である業務報告書³⁹については社内資料として残されていた。本来、これは下請け業者である B 社がクレア建設及び巧栄ビルドに対する報告を行う趣旨で入手する書類である。しかしながら、当該資料は、工期延伸等によって完成工事高や完成工事原価の認識が遅延している工事に関する会計監査人への説明を主たる目的としてクレア建設及び巧栄ビルドにて作成していたことが当委員会の調査で判明している。当該資料の作成方法は B 社又は A 社からのメールの文面を、d 氏が会計監査人に提示するための様式に転記する方法であったことが事務処理引継ぎメモや d 氏へのヒアリングから確認されている。

³⁷ クレア建設及び巧栄ビルドが元請け業者でない限り、作成義務はなくとも、施工管理の一環で元請け業者から提供を受け、これを基に施工管理をするために必要と考えられる。

³⁸ A 社案件 537 件のうち、10 件程度につき社内の共有サーバに図面が保管されていた。ただし、いずれも実質的な工事関与を窺わせるものではなかった。

³⁹ 「業務報告書」には、当時の B 社代表取締役である b 氏の押印がなされているが、事務処理引継ぎメモ及び一部のヒアリングにおいて、b 氏の認印が当社に保管されていた可能性が認められている。

以下は事務処理引継ぎメモの該当部分である。

(省略)

業務報告書の工期延伸事由等についても、「人員不足による遅延」など、通常の工事の施工管理上、下請け業者及びクレア建設及び巧栄ビルドにおいて代替先や人工の手配等、必要な措置を講じることで工期の遅延を防ぐべき内容が大半であったが、クレア建設及び巧栄ビルドが施工上の対応を迫られていたという事実は認められなかった。以下は業務報告書の例示である。

(省略)

(2) 工事写真の検証

工事に関与した具体的な証跡として工事現場の写真が保管されていたため、クレア建設及び巧栄ビルドが工事に関与した可能性のある証跡として、当委員会としては重要資料と位置づけ、個別に確認した。各ヒアリングによれば、会計監査人による監査にて要請されたことをきっかけに、工事の実在を証するための資料として d 氏をはじめ、他従業員 2 名などが実際に現場に赴き、現場の写真を撮り社内の共有サーバに保存していたとのことである。

建設業者として工事現場の写真を撮影する際には、工事情報の記載された看板、施工前、施工中、施工後の写真を相当数撮影することが通例であると思われるところ、クレア建設及び巧栄ビルドの役職員の立場では工事現場に入れなかったためか、対象物件につき工事現場の遠方からの写真を数枚撮影しているのみで、工事現場の進捗管理や施工管理を行うためと認められる写真ではないものが大多数であり、工事の施工管理を実施していると認められるような写真が著しく不足している状況であった。例えば、当委員会にて入手した工事写真につき、工事案件総数 537 件（巧栄ビルド 356 件、クレア建設 181 件）のうち、工事写真自体がないものが巧栄ビルドで 68 件、クレア建設で 20 件あった。また、工事写真はあるものの外観等のみの写真で工事实態そのものが不明なものが巧栄ビルドで 81 件、クレア建設で 92 件あった。その他、工事看板の写真は少なからずあったものの、およそ建設業者として工事進捗を把握できるような写真は不見当であった。

参考の写真を掲載すると以下のとおりである。

ア 工事写真はあるものの外観等のみの写真で工事实態そのものが不明なもの

① HK04278  足場工事 売上高計上額 5,352 千円⁴⁰

(省略)

受注案件一覧に記載された工期終了日は 2023 年 5 月 31 日で、当該写真が撮影されたの

⁴⁰ 当該工事現場の工事写真はこの 3 枚のみである。

は 2023 年 6 月 13 日である。巧栄ビルドの関与や足場工事が適切に完了しているのかを客観的に確認するための証跡としての役割を果たしていない。

② HK03163 [REDACTED] 足場工事 売上高計上額 10,397 千円⁴¹

(省略)

受注案件一覧に記載された工期は 2021 年 12 月 17 日から 2022 年 5 月 16 日あり、当該写真が撮影された日の記録はない。クレア建設の関与や足場工事があったかどうかについて客観的に確認できない。

③ HK03090 [REDACTED] 鉄骨工事 売上高計上額 24,470 千円⁴²

(省略)

受注案件一覧に記載された工期は 2021 年 10 月 8 日から 2022 年 4 月 18 日あり、当該写真が撮影された日は 2022 年 3 月 2 日との記録がある。クレア建設の関与や鉄骨工事があったかどうかについて客観的に確認できない。

④ HK04344 [REDACTED] 足場工事

売上高計上額 19,587 千円⁴³

(省略)

受注案件一覧に記載された工期は 2023 年 1 月 31 日から 2023 年 8 月 2 日であるが、当該写真が撮影されたのは 2023 年 4 月 5 日である。巧栄ビルドの関与や足場工事があったのかどうかについて確認できない。

イ 工事看板の写真がみられるもの

① HK03181 [REDACTED] 鉄骨工事・仮設工事 売上高計上額 118,005 千円⁴⁴

(省略)

受注案件一覧に記載された工期は 2021 年 12 月 25 日から 2022 年 10 月 5 日であるが、当該写真が撮影されたのは 2022 年 1 月 31 日である。クレア建設の関与や鉄骨工事は確認できない。

② HK03118 [REDACTED] 足場工事・図面作成 売上高計上額 21,237

⁴¹ 当該工事現場の工事写真はこの 1 枚のみである。

⁴² 当該工事現場の工事写真は計 9 枚あるが、掲載した外観等と同様の写真である。

⁴³ 当該工事現場の工事写真は計 6 枚あるが、掲載した 3 枚と同様の写真である。

⁴⁴ 当該工事現場の工事写真は計 8 枚あるが、掲載した 4 枚と同様の写真である。

千円⁴⁵

(省略)

受注案件一覧に記載された工期は2021年10月1日から2022年8月31日であるが、当該写真が撮影された日は記録されていない。工事看板の写真は遠方からの撮影であるために内容が識別不能であり、またクレア建設の関与や足場工事や図面作成を行ったかどうかを確認できない。

ウ 工事現場内の状況が見える写真

①HK04249 [REDACTED] [REDACTED] 足場工事 売上高計上額 12,286 千円⁴⁶

(省略)

受注案件一覧に記載された工期は2022年11月24日から2023年5月10日であるが、当該写真は2023年2月3日にB社が撮影したとの記録がある。巧栄ビルドの関与は確認できない。

(3) 工事写真に関するヒアリング

ア a氏の供述

a氏は、当委員会のヒアリングにおいて、「クレア建設及び巧栄ビルドは工事への関与は調査対象期間を通して一切なかった、そもそもクレア建設及び巧栄ビルドの関係者は工事業者としての入場資格がないため工事現場に入れないのも当然であった」と供述する。また、「現場にクレア建設及び巧栄ビルドの従業員が来ていないことは間違いなく、現場の外観の写真を撮るのは外からでもできるが、どうしても写真を取らなければならない場合は自分が付き添いしたり、ここの現場の写真がほしいと言われれば自分が撮って送ったりした」と供述する。なお、会計監査人の監査手続として工事現場視察が行われた際には必ずA社のa氏が同行していたとのことである。

イ d氏の供述

d氏のヒアリングにおいて工事現場の敷地内に直接赴いたのはどのような頻度で、どの現場に行ったのかについて説明を求めたものの、会計監査の同行時以外で工事現場に立ち入った履歴について判然とした回答は得られなかった。なお、d氏は、自分は不動産業出身のため、当時、建設事業に関する知識はなかったと供述する。

ウ その他従業員の供述

工事写真の撮影を行った従業員（事務全般を担当していたとのことである。）にヒアリングしたところ、「d氏や岡本氏の指示で工事写真を撮影したが、外観だけ撮ればよいとの指

⁴⁵ 当該工事現場の工事写真は計5枚あるが、掲載した3枚と同様の写真である。

⁴⁶ 当該工事現場の工事写真はこの3枚のみである。

示であり、自身の判断で工事看板も撮っていた」と供述する。また、「休日の業務時間外に自宅近くの工事現場へ撮影に行く程度であった」と供述する。

また、建設事業の知見を有する従業員でも工事写真の撮影を行った者がいたため、ヒアリングしたところ、「d 氏らの指示のもと工事写真を撮影したが、A 社案件の工事写真についてどのようなものを撮影するかについて元請け業者の指示も A 社の指示もなく現場への立入もできないため外観を撮った」と供述する。なお、通常自分が現場管理者として工事写真を撮影する場合の留意点についてヒアリングしたところ、「元請け工事として受注している場合には施主への報告用として施工箇所や施工前後の写真が必要であり、下請け業者として入っている際には元請け業者との相談になるが、これも施工内容の説明用として同程度のものが必要であると認識していた」とのことである。

（４）工事現場内写真の入手の方法に関する付記

その他、第 3. 7. (2). ウのように工事現場内の写真が撮影されている写真も一部見受けられた。事務処理引継ぎメモによれば、運用開始時期は不明であるが、B 社又は A 社との共有クラウドサーバに B 社又は A 社が撮影したとみられる工事現場内の写真をアップロードさせ、当社の工事関与を証する写真としていたようである。当該クラウドサーバには現在もアクセスでき、当委員会としても当社の許諾を得て、保管されていた写真を確認したが、会計監査対応のためにそのような運用となっていた事情ならびに工事現場内の写真の内容をふまえるとクレア建設及び巧栄ビルドの実質的な工事関与を示すものは不見当であった。

（５）小括

A 社案件における請求書、注文書・注文請書等の書類については案件ごとに作成されているものの、工事の施工管理において通常具備されるべき図面・工程表・安全日報・業務指示書・出来高検収書などの書類はほぼ不見当であった。また、会計監査人の要請に応じて提示していた業務報告書については、下請け業者である B 社が作成すべき書類であるにもかかわらず、当社連結子会社取締役であった d 氏によって作成されていた。

さらに、クレア建設及び巧栄ビルドの工事関与及び施工管理の実態を示すはずの証跡としての工事写真については、およそクレア建設及び巧栄ビルドの実質的な工事関与があったとの心証を得られるようなものではなかった。

8 A 社の債権のファクタリングと書類間の不整合

（１）A 社の資金繰りにおけるファクタリング行為

A 社は自社の資金繰りの厳しさが増す中で債権譲渡行為を行っている又はそれを企図し

ているようなメールがデジタル・フォレンジック調査から検出された。当委員会が入手したファクタリング資料と整合する入金があるA社の通帳において認められること、当委員会のヒアリングにおいてa氏はファクタリングの実務には関わっていなかったものの、巧栄ビルドへの支払いが滞るようになった際にc氏が自らの人脈を利用してファクタリングを行ったのではないかと供述しており、また、c氏はA社から資料の提供を受けた上で同氏がファクタリングに係る実務を行っていたことを供述していることから、A社の債権のファクタリングが実際に実行されたものであると認められる。

(2) 調査手続において認識された書類間の不整合

当委員会がデジタル・フォレンジック調査等により入手したファクタリング手続の関連資料であるA社の受注先からの注文書や受注先に対する請求書等を検討したところ、以下のような不整合や存在すること自体が不自然であると思われる証拠が発見された。

ア 同一工事であるのに、異なる元請け業者からの注文書が存在したこと

①HK04217 [redacted] 足場工事 当社連結子会社における売上高計上額 2,912 千円

受注案件一覧上の元請け業者は[redacted]となっているが、受注案件一覧における元請け業者からの注文書と、[redacted]からの同一工事に関する注文書が発見された。

i [redacted]
(省略)

ii [redacted]
(省略)

②HK04154・HK04155 [redacted] [redacted] 鉄骨工事 当社連結子会社における売上高計上額合計 34,651 千円

受注案件一覧上の元請け業者は[redacted]となっているが、[redacted]からの同一工事に関する注文書が発見された。

i [redacted]
(省略)

ii [redacted]
(省略)

③HK04322 [redacted] 足場工事 当社連結子会社における
売上高計上額 4,244 千円

受注案件一覧上の元請け業者は [redacted]⁴⁷となっているが、[redacted]
からの同一工事に関する注文書が検出された。

i [redacted]
(省略)

ii [redacted]
(省略)

④HK04100・HK04101 [redacted] [redacted] 足場工事 当
社連結子会社における売上高計上額合計 34,150 千円

受注案件一覧上の元請け業者は [redacted] となっているが、[redacted]
[redacted] 及び [redacted] からの同一工事に関する注文書が検出された。その一方で、受注案件一
覧上の元請け業者である [redacted] からの注文書は不見当であった。

i [redacted]
(省略)

ii [redacted]
(省略)

⑤HK04114・HK04115・HK04116 [redacted] [redacted]
[redacted] 鉄骨工事 当社連結子会社における売上高計上額合計 53,094 千円

受注案件一覧上の元請け業者は [redacted] となっているが、[redacted] 及び [redacted]
[redacted] からの同一工事に関する注文書が検出された。その一方で、受注案件一覧上
の元請け業者である [redacted] からの注文書は不見当であった。

i [redacted]
(省略)

ii [redacted]
(省略)

⁴⁷ 2023 年 5 月に「[redacted]」と「[redacted]」の 2 社が合併している。

イ 同一工事であるのに、異なる元請け業者からの注文書と元請け業者への請求書が存在したこと

下表の工事名において、注文書と請求書の相手先が異なっている。

案件 ID	工事名	注文書		請求書	
		相手先	請負金額 (千円)	相手先	請負金額 (千円)
HK04221	■■■■■■■■■■ ■■■■ ■■■■	■■■■■■■■	26,000	■■■■■■■■	26,000
HK04222	■■■■■■■■■■ ■■■■ ■■■■	■■■■■■■■	29,400	■■■■■■■■	29,400
HK04267	■■■■■■■■■■ ■■■■ ■■■■	■■■■■■■■	25,500	■■■■■■■■	25,500

(省略)

ウ 指定請求書による請求書しか受け付けない元請け業者への請求書として A 社独自雛形の請求書が存在したこと

第 3. 2 に記載の外部取引照会手続の過程において■■■■■■■■■■に口頭確認したところによれば、請求事務は同社指定請求書によるものとされており、業者指定請求書は受け付けていないとのことであった。

上記第 3. 8. (2). イの■■■■■■■■■■(契約総額 80,900 千円)においては、該当する指定請求書は存在しなかった。同社への指定請求書としては、以下の契約外取引として 2,884 千円の請求書のみが検出された。

(省略)

エ 同一工事における異なる元請け業者からの注文書が存在し、かつ、異なる元請け業者への請求書が存在したこと

下表の工事名においては、同一工事に対する異なる元請け業者からの注文書が存在した。さらに、これらの元請け業者とは異なる相手先への請求書が検出された。

案件 ID	工事名	注文書		請求書	
		相手先	請負金額	相手先	請負金額
HK04200	■■■■■■■■■■ ■■■■ ■■■■	■■■■■■■■ ■■■■■■■■	56,500	■■■■■■■■ ■■■■■■■■	29,300
HK04201	■■■■■■■■■■ ■■■■ ■■■■	■■■■■■■■ ■■■■■■■■	46,000	■■■■■■■■ ■■■■■■■■	27,200

(省略)

オ ファクタリングにおける債権譲渡登記入力データにおいて同一工事に関する異なる元請けからの発注書、請求書が存在したこと

当委員会では、2023 年 1 月及び 2023 年 2 月時点における債権譲渡登記入力データ⁴⁸を入手した。当該資料において、同一工事であるにもかかわらず、2023 年 1 月及び 2023 年 2 月で異なる元請け業者に対する債権譲渡がなされているような記載があった。

(単位：千円)

案件 ID	工事名	202301 債権譲渡データ		202302 債権譲渡データ	
		相手先	金額	相手先	金額
HK04221	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	9,643	■■■■■■■■■■	10,849
HK04222	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	10,850	■■■■■■■■■■	12,206
HK04267	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	9,507	■■■■■■■■■■	11,884
HK04200	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	10,815	■■■■■■■■■■	20,279
HK04201	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	10,117	■■■■■■■■■■	18,969

カ ファクタリング資料と A 社から元請け業者への請求書の金額が不一致であったこと

下表のように 2023 年 1 月度及び 2023 年 2 月度において、上記第 3. 8. (2). オの債権譲渡登記入力データと A 社が元請け業者へ発行した請求書における請求書明細との間で不整合が生じている。

i. 2023 年 1 月度

(単位：千円)

案件 ID	工事名	相手先	債権譲渡登記入力データ	請求書金額
HK04221	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■ ⁴⁹	9,643	2,860
HK04222	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■ ⁴⁹	10,850	3,234
HK04267	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■ ⁴⁹	9,507	2,805

⁴⁸ファクタリング手続における債権譲渡登記を行う際に、法務局に提出する申請データに含まれる情報である。

⁴⁹ ファクタリング手続における請求先は■■■■■■■■■■だが、請求書は■■■■■■■■■■宛てとなっている。

HK04200			10,815	1,611
HK04201			10,117	1,496

ii. 2023 年 2 月度

(単位：千円)

案件 ID	工事名	相手先	債権譲渡登記入力データ	請求書金額
HK04221			10,849	1,430
HK04222			12,206	1,617
HK04267			11,884	1,402
HK04200			20,279	322
HK04201			18,969	299
HK04214			18,066	1,430
HK04215			20,162	1,595
HK04237			17,757	4,950
HK04158			9,264	2,750
HK04167			11,651	1,980
HK04303			1,177	115
HK04134			9,438	1,595
HK04252			11,046	4,356
HK04126			12,126	2,860
HK04127			10,270	2,420
HK04299			1,457	143
HK04128			21,721	6,429
HK04129				
HK04154			13,302	891
HK04155			6,899	462

⁵⁰ ファクタリング手続における請求先は だが、請求書は宛てとなっている。

HK04152			2,268	770
---------	--	--	-------	-----

キ ファクタリング関連資料として入手した A 社の請求書と A 社における税務申告書に添付された決算書の残高において不整合があったこと

A 社の 2023 年 2 月期の決算報告書に添付されている勘定科目内訳書⁵¹において、支払サイトから想定される完成工事未収入金残高と大幅な乖離が生じており、下表のとおり、請求書と勘定科目残高内訳が不整合となっている。

なお、下表においてデジタル・フォレンジック調査から入手した請求書の相手先が異なる場合は併記している。

完成工事未収入金の相手先別残高と請求残高の主たる差異（±10,000 千円以上）一覧
（単位：千円）

勘定科目内訳書の相手先別完成工事未収入金残高	ファクタリング資料にて認識した請求先	1 月・2 月請求計	科目内訳	差異
		29,280	58,304	△29,024
		36,899	14,595	22,303
		16,266	4,260	12,006
		42,493	26,085	16,407
		17,600	3,614	13,985
		33,555	1,798	31,756
		4,125	24,883	△20,758
		49,912	—	49,912
		25,533	—	25,533
		39,495	3,221	36,274
		28,792	14,201	14,591
		44,445	—	44,445
		16,940	—	16,940
		37,870	3,656	34,214
		28,459	—	28,459
		19,882	—	19,882
		125,243	12,260	112,982

⁵¹ 第 3. 5. (1) に記載の 2023 年 2 月期の税務署提出版について当委員会では入手できていないが、2022 年 2 月期の完成工事未収入金については 2 種類の内訳書に差異がなく、当該勘定科目については影響がないと推測されることから、中小企業ホールディングスが入手したものを使用した。

(3) 書類間の不整合に関するヒアリング結果

a氏は、当委員会のヒアリングにおいて、A社における各取引証憑において様々な不整合が生じている点について、そもそも、クレア建設や巧栄ビルドの社内に、自社の元請け業者への請求書等が保存されているのか不明である、第3.8.(2).ウの指定請求書については、指定請求書による請求手続が正である旨を供述する。a氏は、上記の不整合については把握していない様子であり、なぜ当該資料があるのか、誰が作成したのかにつき判然とした回答は得られなかった。

他方、c氏は、当委員会のヒアリングにおいて、A社への出向時⁵²にファクタリング用の資料を司法書士に作成してもらったが、これらの請求書や発注書を見ても明確な記憶はないと供述する。

当委員会としては、当該不整合が生じている請求書や注文書、存在すること自体が不自然な請求書や注文書がどのような過程で作成されたのかを認定するには至らなかった。

(4) 小括

受注案件一覧に記載のある工事について、A社において同一工事における異なる相手先への請求書、注文書等の資料が検出されている。資材等の納入ではなく、同一工事における足場工事や鉄骨工事による同一金額の受注が、異なる相手先との間で複数発生することは現実的ではなく、実際にはA社が受注していない工事に関して、書類のみを作成したかのような状況が窺える。また、これらの資料が入手できたのは2023年1月分及び2月分であるが、この期間についてA社のファクタリング資料と請求書明細における不整合、中小企業ホールディングスが入手した2023年2月期のA社の決算書に添付された勘定科目内訳書の残高と相手先別請求書の合計金額との間に不整合もみられた。

第3.2に記載の外部取引照会状とあわせて検討すると、A社自体に発注されていない取引について何らかの理由で請求書や発注書等の書類が作成されていたことが推測され、これらの取引について少なくともクレア建設及び巧栄ビルドが実質的に工事に関与していないことが認められる。

9 各調査手続から導かれる事実と連結財務諸表への影響額

(1) 各調査手続から導かれる事実

第3.2に記載のとおり、当委員会で実施したA社との取引が記載された受注案件一覧に

⁵² c氏は旧経営陣が交代した後、A社への債権回収のため2023年7月20日付でA社への出向を命じられている。

基づく外部取引照会において、元請け業者がそもそも工事を受注していない、工事を受注しているが A 社には発注していないという回答があるうえ、クレア建設及び巧栄ビルドが工事に関与しているとの回答は皆無であった。また、第 3. 3 に記載のとおり、A 社と B 社には経済的一体性が認められることから、実際の商流は A 社が受注した取引について下請け業者が工事を施工したもので、クレア建設及び巧栄ビルドは工事について実質的に関与しておらず、クレア建設及び巧栄ビルドにおいては A 社の支援を受けながら形式的に書類の作成が行われ、これに基づき資金のやりとりが行われていたことが強く窺われる。さらに、第 3. 4 に記載のとおり、A 社、巧栄ビルド、B 社の間で資金が循環していることや B 社が振込名義を A 社に変更して債権回収をしたかのように見せていることもこれを補強する。

第 3. 7 に記載のとおり、A 社案件については、注文書及び注文請書に相互に押印する形で工事請負契約が締結され、当該契約に基づき、見積書、注文書、注文請書、工事引渡書、請求書などの書類が作成されている。しかしながら、施工管理の実態を示すような設計図、工程表、安全日報、業務指示書、出来高検収書などの書類は具備されておらず、上記見積書等の書類を除き、工事現場写真においても工事への実質的な関与を示すようなものは不見当であった。その他、第 3. 5 に記載のとおり、A 社における確定決算に基づいて作成されている税務申告書においてクレア建設及び巧栄ビルドとの取引を認識していない、第 3. 8 に記載のとおり、A 社の債権のファクタリングにおいて書類間に不整合が生じているなど、クレア建設及び巧栄ビルドが A 社案件に係る工事に実質的に関与していないことを示す証拠の数々が検出される一方で、クレア建設及び巧栄ビルドが A 社案件に係る工事に実質的に関与していることを示す証拠は不見当であった。

また、上記第 3. 3. (2) に記載のとおり、a 氏は当委員会のヒアリングにおいて、あくまで A 社は、案件を受注するための資金を得るためにクレア建設及び巧栄ビルドと取引をしたに過ぎないこと、クレア建設及び巧栄ビルドは、工事案件に関わる実績も能力もないこと、そのため、A 社→クレア建設及び巧栄ビルド→B 社の取引は当該会社間でのみ認識されているものであり、実際の商流（元請け業者→A 社→下請け業者）には、クレア建設及び巧栄ビルドは入っておらず、当然、工事にも関与していないこと等を供述するところ、a 氏の当該供述と、上記各調査結果は整合するものである。

以上より、A 社案件について、各調査手続からクレア建設及び巧栄ビルドが実質的に工事に関与していなかったものと認める。

(2) 会計基準への当てはめ

2018 年 3 月 30 日に企業会計基準委員会より企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（以下、これらを合わせて「収益認識基準」という。）が公表され、原則適用は 2021 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首からとなっている。本調査の対象期間は

2021 年 9 月からとなっており、A 社案件に係る収益計上の可否については、収益認識基準に従って判断されることとなる。

収益認識基準において、収益を認識するための手順として、次の 5 つのステップを検討することになる。

- ステップ 1 「契約の識別」
- ステップ 2 「履行義務の識別」
- ステップ 3 「取引価格の算定」
- ステップ 4 「取引価格の配分」
- ステップ 5 「履行義務の充足」

収益認識基準において、契約とは、法的な強制力のある権利及び義務を生じさせる複数の当事者間における取決めであって（収益認識基準第 5 項）、書面、口頭、取引慣行等により成立するものと定めており（収益認識基準第 20 項）、当該ステップでは顧客との財又はサービスを移転する取り決めが、収益認識基準における契約に該当するかどうかを検討することになる。

収益認識に関する会計基準等における契約として識別されるためには、次の 5 つの識別要件を満たす必要があり（収益認識基準第 19 項）、当該識別要件を満たした契約について収益認識基準が適用されることになる。

①	当事者が、書面、口頭、取引慣行等により契約を承認し、それぞれの義務の履行を約束していること
②	移転される財又はサービスに関する各当事者の権利を識別できること
③	移転される財又はサービスの支払条件を識別できること
④	契約に経済的実質があること（すなわち、契約の結果として、企業の将来キャッシュ・フローのリスク、時期又は金額が変動すると見込まれること）
⑤	顧客に移転する財又はサービスと交換に企業が権利を得ることとなる対価を回収する可能性が高いこと

第 3. 9. (1) で記載のとおり、当委員会が行った各調査より、クレア建設及び巧栄ビルドが A 社案件の各工事に実質的に関与していなかったことが認められる。

ここで、A 社とクレア建設及び巧栄ビルドへの注文書・注文請書上で取り交わされた工事請負契約条項のうち、第 3 条に、「クレア建設及び巧栄ビルドは注文書・請書・設計図書（図面・仕様書等をいう）及びその他約定した見積条件に基づいて工事を完成し、これを A 社に引渡さなければならない」との記載がある。足場工事・鉄骨工事等の工種による違いはあるものの、当然に下請け業者の手配、施工管理、資材調達といった義務を果たした上で最終的に工事を完成して引き渡す義務があるといえる。しかし、そもそも実質的な工事への関与が認められない、かつ、A 社側でもその状況を許容していた以上、当該義務の履行を約束しているとはいえず、A 社、クレア建設及び巧栄ビルド、B 社が締結している工事請負契約にお

いて経済的実質があるとは認められない。したがって、当委員会が実施した各調査の結果によれば、A 社、クレア建設及び巧栄ビルド、B 社が締結している工事請負契約は、少なくとも収益認識基準におけるステップ 1「契約の識別」の要件である④「契約に経済的実質があること」を満たさず、A 社案件に係る工事について収益を認識することは妥当ではない。なお、A 社からクレア建設及び巧栄ビルドが受注した工事について収益を認識することが妥当でない以上、B 社との契約に基づいて売上原価を計上することも妥当ではない。

(3) 連結財務諸表への影響額

本調査において明らかとなった会計的影響としては、A 社案件における売上高及び対応する売上原価を認識及び計上する根拠がなく、売上高及び売上原価の認識、計上の取消を行うべきである点と、売上高を認識及び計上したことに伴い計上されている売掛債権に係る貸倒引当金について、引当の対象となった売掛債権が取り消されるため、当該引当金計上の取消を行うべき点となる。

以上を踏まえた、本調査により明らかになった会計上の影響額（各四半期累計期間）は、下表のとおりである。なお、法人税や税効果会計などの派生論点については考慮していない。

【連結財務諸表への金額影響額】

(単位：千円)

勘定科目	2021 年 6 月期	2021 年 9 月期	2021 年 12 月期	2022 年 3 月期
売上高	—	△ 12,421	△ 346,701	△ 2,586,205
売上原価	—	△ 10,950	△ 299,563	△ 2,501,521
売上総利益	—	△ 1,471	△ 47,137	△ 84,684
販管費	—	—	—	1,490
営業利益	—	△ 1,471	△ 47,137	△ 86,174
勘定科目	2022 年 6 月期	2022 年 9 月期	2022 年 12 月期	2023 年 3 月期
売上高	△ 1,134,589	△ 2,044,243	△ 2,955,498	△ 4,187,004
売上原価	△ 1,057,896	△ 1,759,090	△ 2,374,739	△ 3,466,772
売上総利益	△ 76,693	△ 285,153	△ 580,759	△ 720,231
販管費	3,805	7,714	12,373	17,528
営業利益	△ 80,499	△ 292,868	△ 593,132	△ 737,760
勘定科目	2023 年 6 月期	2023 年 9 月期	2023 年 12 月期	2024 年 3 月期
売上高	△ 617,731	△ 617,731	△ 617,731	△ 617,731
売上原価	△ 551,469	△ 551,469	△ 551,469	△ 551,469
売上総利益	△ 66,262	△ 66,262	△ 66,262	△ 66,262
販管費	5,818	△ 396,354	△ 396,354	△ 991,874
営業利益	△ 72,080	330,092	330,092	925,612

10 件外調査

(1) 概要

当委員会は、第1.4の本件疑義取引に類似する取引の存否及び事実関係の調査のために、類似案件がないかを確認する目的で、第1.5.(2)のうち、デジタル・フォレンジック調査、関係資料の精査、関係者らへのヒアリングを実施した。

(2) 件外調査の対象範囲

調査対象期間の連結売上高に占めるA社案件の金額と割合は下表のとおりである。連結売上高に占める割合は非常に大きいことが本件疑義の特徴であり、件外調査の対象となる金額の連結売上高に占める割合は小さくなっている。

連結会計年度	連結売上高 (千円)	内、建設事業セ グメント売上高 (千円)	内、A社案件 売上高 (千円)	本件疑義取引 売上高の連結 売上高に占め る割合(%)
2022年3月期	2,848,789	2,745,532	2,586,205	90.78
2023年3月期	4,300,103	4,228,461	4,187,004	97.37
2024年3月期	1,580,420	1,293,298	617,731	39.09

なお、2024年3月期における調査対象期間である2024年3月期第1四半期の連結売上高は657,926千円であり、本件疑義取引の占める割合は93.89%である。

(3) 小括

クレア建設及び巧栄ビルドを含む建設事業に区分される連結子会社について、工事契約に対する実質的関与が窺えるような資料⁵³が認められ、本件疑義取引の類似案件は検出されなかった。

また、巧栄ビルドにおいてA社案件とは異なる小規模リフォーム等の工事の施工及び施工管理を日常業務としている役職員のヒアリングにおいて、A社案件の協力業者であるB社及びその他の下請け業者は小規模リフォーム等の工事に一切関与せず、独自の下請け業者へ発注していることについて供述されている。この点からも本件疑義取引とその他の小規模リフォーム工事は異なる性質を有していたと認められる。

⁵³ 案件によるが、例えば工事図面、工程表、内装設計者専任届、防火対象物工事計画届出書、資材に関する発注書、納品書、管轄消防署や保健所との打ち合わせ記録、給排水図、複数の内装デザインプランの提案書、リフォーム前図面等がみられた。

第4 発生原因の分析

これまで述べたとおり、クレア建設及び巧栄ビルドが A 社から受注したとされる工事請負契約について、当委員会による調査の結果、人工の融通、資材の仕入などの工事に関与している事実を確認することができず、工事に実質的に関与していなかったことが相当程度の蓋然性をもって窺われ、工事請負契約としての経済的実質を具備していないことが確認された。

さらに、A 社案件の工事の中には、実際には A 社が受注していないか、受注しているものの工事金額が大きく異なるものが存在した。つまり、架空であると推察される取引（以下「架空取引」という。）も存在したが、工事自体への関与をしないまま商流に入った結果、中小企業ホールディングス、クレア建設及び巧栄ビルド（以下「当時の当社グループ」という。）は、意図せずこれらに関与するに至った。

その結果、当時の当社グループは、対象期間において工事に実質的に関与していないために、収益認識基準を満たさない売上高を計上した。取り消されるべき売上高は 73 億 9094 万 2237 円で、当時の当社グループが調査対象期間中に計上した連結売上高の約 95%にも及ぶ巨額のものであり、当時の当社グループの業績ひいてはステークホルダーの意思決定に重大な影響を与えるものであった。

当時の当社グループにおいて、上記事態が発生した主な原因は、以下のとおりであると考えられる。

1 当時の経営陣のリテラシー欠如

（1）A 社案件を受注するに当たっての経営課題の検討ができていなかったこと

当時の当社グループでは、もともと連結子会社において小規模な内装工事を受注していたところ、A 社との取引によってこれまで受注してこなかったような規模及び数の工事を受注することが想定されていた。

そもそも、当時の当社グループは、大規模かつ多数に及ぶ A 社案件につき、適切に工事の施工又は施工管理をし得るだけの、人員体制又は工事能力をおよそ有していなかった。

そして、従前の工事規模や数を相当程度上回る工事を当時の当社グループで受注するに当たっては、当然ながら、中小企業ホールディングスの取締役会において、連結子会社が建設業法をはじめとした関連法令の遵守、工事の品質管理、社内体制の構築・人員の整備等をクリアできるか慎重に議論が重ねられる必要があった。なぜなら、当時の当社グループとして工事の品質管理もできないような体制のまま大規模かつ多数の工事を請け負い、それを下請け業者に発注する場合には、当然ながら下請け業者に実質的な工事の進行や品質の管理を任せざるを得なくなり、元請け業者から下請け業者への工事請負の商流に、いわば名義だけ関与するような取引を開始する事態になりかねないからである。

これは、少なくとも請負契約としての経済合理性がないだけでなく、法的な観点でも建設

業法 22 条で禁止されている一括下請けにも該当しかねない。高度なコンプライアンス意識が求められる上場企業である中小企業ホールディングスに対する社会的信頼を害する事態にも発展する可能性がある。そうであるにもかかわらず安易に A 社との取引に関与をしてしまったのであり、当時の経営陣は、A 社案件を進めるに当たって内在している重要課題に対する検討を行っていなかった。

(2) A 社案件に内在する重大なリスクを見過ごしていたこと

そもそも、工事請負取引に、人工の融通、資材の仕入などの施工管理をしないか、又は形式的・名目的には施工管理をしているものの実際には取引先の報告や表面的な確認に留まるにもかかわらず、請負として商流に入ることは、架空取引(実際には元請け業者が受注していないか、受注してはいるものの、工事金額が大きく異なる工事についての発注)に関与してしまうリスクが内在するものである。

すなわち、施工管理をしない、又は形式的・名目的には施工管理をしているものの実際には取引先の報告や表面的な確認に留まる場合、工事の内容や進捗度合いを精査することができないから、架空取引を受注したとしても、これを見抜くことはできない。

特に、A 社案件のように、クレア建設及び巧栄ビルドの上流と下流に A 社・B 社という経済的に同一であると認められる主体が入る場合、当該架空取引を行う動機・リスクは一気に増大する。A 社・B 社からすれば、当時の当社グループから B 社に対する支払い(請負費用)を先行して受け取ることで、一時的に資金繰りの問題をクリアすることができるからである。これが、実際の A 社案件でみられたように架空取引を利用した資金循環が行われた動機、原因にも繋がっているものと推察する。

しかしながら、旧経営陣は、業績拡大のため、A 社案件へと短絡的に関与し、上記の A 社案件に内在する重大なリスクに対する検討を行っていなかった。特に、取引開始後、中小企業ホールディングスの一部の従業員や子会社役員は、A 社と B 社が実質的に一体であることが窺われる事象を把握しており、このような事象から、取引の中に架空取引が存在する可能性があることを容易に想定し得たであろうにもかかわらず、当該リスクに対する検討、対応を行えていなかった。

(3) A 社案件を受注するに当たっての法令上、会計上の検討ができていなかったこと

A 社との取引を開始した経緯は第 3. 1 のとおりであり、資金的な理由により多くの工事案件の引き合いがあるものの受注できない、という A 社の問題を受け、クレア建設及び巧栄ビルドが A 社の下請け業者として商流に入るというものである。

当時の当社グループ役職員及び a 氏に対するヒアリングの結果、当時の当社グループが A 社との取引を開始した理由は、上記の A 社の資金問題を解決するためであったこと、しかしながら、当時の当社グループ側の意向によって、貸付などの資金融通取引ではなく、A 社の

下請け業者として商流に入っていること、さらに、上記第4. 1のとおり、真正な工事請負であれば通常取られるはずの体制がとられないまま A 社との取引が開始されていることを踏まえると、旧経営陣としては、A 社案件を、当時の当社グループが工事を受注し施工するという請負関係としては捉えておらず、一種の資金融通取引としてのスキーム（A 社の代わりに当時の当社グループにおいて下請け業者に工事費用を支払い、その後 A 社から工事を受注する形態をとってその支払いを受けるというもの）として考えつつも、上場会社として売上高を計上し、業績を拡大したいとの思惑から、売上高、売上原価計上のために、請負契約として案件を進めたものと推察される。

そのため、工事を受ける立場として建設業法をはじめとした関連法令の遵守、工事の品質管理、社内体制の構築・人員の整備等の課題を解決しなければならないという意識それ自体が欠如しており、だからこそ、A 社案件を開始する上でクリアすべき課題の検討や対応を行わない状況で、漫然と案件が進行していたと推察せざるをえない。

クレア建設及び巧栄ビルドは、A 社案件について、結果として、建設業法の遵守が不十分なまま、かつ不適切な会計処理をしていたものと評価することができる。他方で、本調査の過程においては、旧経営陣が、法令遵守の不十分性や、会計処理の不適切性を認識しながら、それでも故意ないし意図的に A 社案件を進行させていた証跡までは、発見されなかった。

すなわち、旧経営陣において、A 社案件について法令遵守又は適切な会計処理を行うことができなかったのは、旧経営陣の法律及び会計に関する知見の欠落が原因であったといえることができる。

会社が、自らが営む事業について、法令を遵守し、かつ適切な会計処理を行うべきことは、当然の責務である。特に上場会社役員は、会社がこうした責務を果たすための、十分な知見を有していなければならない。仮に、例えば新規事業について、現在の役員らのみでは知見が不十分だということであれば、知見ある者を新たに組織に組み込んだり、外部専門家の意見を聴取したりして、知見を補わなければならない。しかしながら、当時の当社グループにおいて、このような対応がなされていなかった。

（４）経営課題や内在するリスクの検討、法令遵守及び会計処理上の問題の解消がされなかったこと

上記第4. 1.（１）～（３）のように、当時の当社グループにおいて、A 社案件に関与するに当たって必要な経営課題や内在するリスクについて検討がされず、法令遵守及び会計処理の問題が解消されないまま進行してしまった。

その結果、当時の当社グループは、意図しないまま架空取引に関与し、対象期間において、多額の不適切な売上を計上した。

また、第3. 7でも記載したとおり、本来、工事の進捗管理や施工管理のために作成されるべき資料（業務報告書及び工事現場の写真。なお、業務報告書は本来 B 社が作成すべき資

料であるにもかかわらず元クレア建設及び巧栄ビルドの取締役であった d 氏が作成していたこと、写真も工事現場の進捗管理や施工管理を行うためと認められる程度のもではなかったことは第 3. 7 で指摘したとおりである。) は、単に会計監査人による監査を乗り切ることのみを目的として作成されていた。業務報告書や工事現場の写真は、実際に工事が適切に行われていることの証跡であり、企業が工事を請け負い、その売上を計上するに当たって当然に作成・保存されるべきものであって、会計監査人による監査のために作成・保存されるものではない。そうであるのに、当時の当社グループにおいては、当該監査を乗り切るためだけに書類を作成されていたのであり、本末転倒であるというほかない。これは、端的に、旧経営陣及び従業員等のリテラシーの欠如が原因であると指摘することができる。

2 A 社案件に関する重要な事実について役員間で情報共有されていなかったこと

齋藤雅彦氏（当時の財務担当取締役）に対するヒアリングにおいて、同人は、以下のよう

に述べている。

- ・B 社は下請け業者を一括して取りまとめている存在であると認識していたものの、同社の代表取締役である b 氏が、A 社の東京支店長を兼務していた事実の報告を受けたことがなく、今回のヒアリングの際に初めて認識した。

- ・b 氏が A 社の東京支店長を兼務していた事実を認識していれば、A 社と B 社は実質的に一体であり、当社グループがその間に入って請負契約を締結して売上高、売上原価を計上することは問題であるから、取締役会で問題点を指摘して議論していたであろうが、当該事実は共有されず、取締役会でも議論されたことはない。

- ・A 社が税務署へ申告している税務申告関連資料と、当社へ送付するための税務申告関連資料という、二重の税務申告関連資料が作成されていた事実（これも、当社の当時の役職員の間で元々把握されていた事実である。）についても同様に報告を受けたことがない。

- ・A 社、当時の当社グループ及び B 社の間における資金の流れについても共有を受けていない。

齋藤雅彦氏の供述のうち、少なくとも、取締役会や監査役会の場合において上記問題点が共有され、議論されていないことは事実であり、当社グループにおいて重要かつ深刻な情報が、取締役会や監査役会に提供されていなかった。

つまり、一部の従業員や子会社役員のみが、当社グループにとって重要かつ深刻な情報を把握し、他の取締役に対しても共有しておらず、当然、社外役員などにも共有していなかったことが窺われ、役員間での情報の非対称性の結果、取締役会での十分な議論が行われず、その結果、取締役会や監査役会が本来果たすべき役割を果たせないまま、中小企業ホールディングスとしての意思決定がなされてきたことが原因の一つであるということが出来る。

3 経営陣の判断に盲目的に従う企業風土

A 社案件受注当時から在籍していた巧栄ビルドの取締役及び従業員に対するヒアリングによれば、案件数に比して対応できる人員が足りていないこと、自社の社員が現場の管理をしていないこと、A 社と B 社は実質的には同一主体であるように窺われ、その結果、A 社案件の事務処理をするに際して違和感を抱いていたこと等、A 社案件そのものに対する違和感、さらには建設業者として本来なすべき業務を実施しているか否かについて疑問を抱いていた者もいたようである。

しかしながら、それらは自社の問題として、旧経営陣に共有され、検討されるに至るまでは至っていない。

本来、旧経営陣は、A 社案件を受注するに当たっての経営課題を検討し、その対応策を実行すべきであったが、上述のとおり、そもそも当該経営課題が検討された形跡はない。また、上記巧栄ビルドの役職員らは、A 社案件に関する違和感、問題意識を経営陣に伝えていなかったようであり、その理由について、「経営陣の決めたことに従っていただけ」「自分が意見を言える立場にはなかった」と述べており、旧経営陣の決定にただ従っていく意識であったことが窺われた。

このような、旧経営陣の判断や業務の実態について疑問を抱きながらも、経営陣の判断だから仕方がないという企業風土が存在していたこと、さらに、A 社案件に対する疑問を中小企業ホールディングスの経営陣に共有できる実効的な仕組みが存在していなかったことが A 社案件の問題を当社グループ全体の課題として捉えられなかったことの原因の一つである。

第5 再発防止策の提言

第4の原因分析を踏まえ、再発防止策として以下のとおり提案する。

なお、上記のとおり、本件の原因は、旧経営陣のリテラシー不足にあるから、同人らの責任は厳しく問われなければならない、本来であれば、再発防止策において、役員の適格性や処遇に関する事項も検討されるべきである。しかしながら、当社においては、既に、旧経営陣は総退陣し、経営陣は刷新されていることから、旧経営陣に対する責任追及は別途検討されるべきものである。

1 取締役会における積極的な情報共有及び活発な議論

第4に記載のとおり、当時の当社グループにおいては、当時の取締役にとり、「仮に事実を知っていたのであれば取締役会において議論をしたであろう」と述べる者がいた。

すなわち当時の当社グループにおいても、当時の全取締役に対して積極的に事実関係についての情報提供がなされるのであれば、それを基にして取締役会において活発な議論がなされ、事業運営上の法律上又は会計上の問題点について、未然に防ぎ、あるいは少なくとも早期の改善ができた可能性がある。

中小企業ホールディングスにおいてこのような予防又は改善がなされなかった原因の一つに、取締役に対してすら、当時の当社グループにとって重要な事業又は取引先に関する情報が共有されていなかった点がある。

当社グループとしては、自社にとり重要であると考えられる情報こそ、取締役に対して積極的に情報共有の上、取締役会において活発な議論をし、もって各種リスクの予防・解消に努めるべきである。

2 主任技術者の採用、適正配置

A社案件では、クレア建設及び巧栄ビルドが実質的に施工に携わらない形での工事進行に至っていた。そのため、建設業法に基づき、現場数に応じて必要な主任技術者を配置し、施工管理を徹底する必要がある。

この点に関し、一定規模の工事⁵⁴を除けば、主任技術者を複数の現場で兼任することは可能である。

しかしながら、主任技術者の業務としては、①施工計画の作成・修正②工程管理③品質管理④現場作業員への技術的指導⑤元請け業者との連携・調整⑥近隣対応・コスト管理と多岐に亘るところ、当該業務に実質的に関与することなく、下請け業者に任せた場合、一括下請

⁵⁴ 建設業法では、公共性のある施設・工作物又は共同住宅など多数の者が利用する施設に関する工事であり、かつ、請負金額が4,500万円以上（建築一式工事は9,000万円以上）の工事の場合には、工事現場に配置する主任技術者は専任の者でなければならないとされている（建設業法26条3項、建設業法施行令第27条）

けに該当するリスクがある。そのため、巧栄ビルドにおいて、上記業務に関して主任技術者が主体的に履行しなければならないのであり、それが現実的に可能とする人員を確保する必要がある。なお、主任技術者は業務委託で賄うことはできず、当社連結子会社との雇用契約を締結している者に限定される。

そのため、今後も、当社グループが建設業に関わっていくのであれば、現在の施工管理体制を見直し、巧栄ビルドにおいて直接下請け業者の工事を管理しうる人数の人員を確保する必要がある。

3 主任技術者による業務遂行の監督強化

主任技術者を確保することを前提に、工事の品質を確保するためには、当該主任技術者の業務を監督する必要がある。

監督方法としては、巧栄ビルド役員による監督及び当社の内部監査を通じての監査の強化を検討すべきであり、定期的に監督及び監査の状況が当社取締役会において共有される体制を整えることが重要である。

4 社内規程・ガイドライン・マニュアルの整備

巧栄ビルドの社員に工事の管理を徹底するべく、「下請管理規程」等の社内規程やガイドライン、マニュアルの策定をし、周知する必要がある。また、当該規程には社員の規定違反が認められた場合に懲戒事由に該当することも明記することで、規定の遵守を徹底させる必要がある。

5 教育・研修の実施

当社及び巧栄ビルドの全役職員向けに定期的に建設業法や下請法に関するコンプライアンス研修を実施することで、建設業者としてのコンプライアンス意識を強くもたせる取り組みが必要である。さらに、現場担当者向けの実務研修として、施工管理、契約管理、安全管理に関する実務的な研修も有用であろう。

何よりも、役職員のリテラシー、コンプライアンス意識の向上に努めるのが肝要である。

6 通報制度の強化

第4のとおり、一部の役職員間に生じていたA社案件に対する疑問を当時の当社グループ経営陣に共有できる実効的な仕組みが存在していなかったことが本件の原因の一因であったことから、役職員において当社の取締役会に通報できる仕組みを強化する必要がある。

当社グループには現在、内部通報窓口が存在するものの、それが実効的に機能していなか

ったことを踏まえ、外部通報窓口を設置し、内部監査室との連携を強化することも検討すべきである。

第6 結語

中小企業ホールディングスグループは、経営陣のリテラシー不足によって、調査対象期間において工事に実質的に関与していないにも関わらず、当該工事に係る売上高を計上し、取り消されるべき売上高は、第4に記載のとおり、当時の当社グループの調査対象期間中の約95%にも及ぶ巨額のものであり、当時の当社グループの業績ひいてはステークホルダーの意思決定に重大な影響を与えたものであって、今回の事態は、当社の市場からの信頼を大きく損なうものである。かような上場会社としての責任は厳しく問われなければならない。

もっとも、当社は、2023年3月期の定時株主総会をもって旧経営陣は総退陣し、経営陣が刷新されている。

当委員会としては、現経営陣の元で、今般の調査結果及び当委員会の提言を踏まえ、速やかに深度ある原因分析、具体的かつ実効性のある再発防止策の策定・実行を行い、市場からの信頼回復に努められることを切に願うものである。

以 上

別紙 1 ヒアリング対象者一覧

氏名	ヒアリング実施時の役職・所属等 (社外又は退職済の場合、括弧内として当時の役職)
d	巧栄ビルド(株) 取締役
a	(A 社 代表取締役)
c	(中小企業ホールディングス(株) 管理本部長)
■■■■■	巧栄ビルド(株) 経理部 担当
■■■■■	巧栄ビルド(株) 取締役
齋藤雅彦	(中小企業ホールディングス(株) 取締役)
e	巧栄ビルド(株) 第 I 工事部 課長
■■■■■	巧栄ビルド(株) 第 I 工事部 部長
南條和広	(株)創建エース 取締役
鈴木一好	(株)創建エース 代表取締役専務

なお、中小企業ホールディングス(株)の代表取締役であった岡本武之氏に対して、住所地宛にヒアリング要請書を送付したものの、対応されることはなかった。

そこで、当委員会は質問状を追加で送付したが、これに対しても回答は得られなかった。

以上

別紙 2 デジタル・フォレンジック調査の概要
(省略)